

第5章. 林地台帳及び地図の整備

本章では、都道府県が作成した林地台帳及び地図の原案について、市町村が保有する情報等を用いて、情報の修正や追加を行う（以下「林地台帳及び地図の整備」という。）方法と、林地台帳を公表するための準備作業について説明します。

第5章－1 資料収集等の準備

市町村は、林地台帳及び地図の原案の情報確認等に必要な資料を収集し、それらの情報の記載内容を確認し、必要に応じて電子化する等の事前準備を行います。これにより、林地台帳及び地図の整備を円滑に行うことができます。

(1) 資料収集

林地台帳及び地図の整備に必要な資料と入手先を表5－1－1に示します。

表5－1－1 林地台帳及び地図の整備に必要な資料

情報元	入手先	入手方法	適用・留意点
森林の土地所有者届出	市町村 (林務部局)	林務部局内で管理されている所有者届出情報です。（届出情報は林地所有者台帳としてまとめることとされています。）	平成24年度から森林法において届出が制度化されたものです。 「現に所有している者、所有者とみなされる者」の情報記載に利用します。 市町村によって保管方法が異なります。届出書を紙資料で保管している場合は、必要に応じて電子化などの作業を行います。
森林経営計画	市町村 (林務部局)	林務部局内で管理されている森林経営計画の認定情報です。	森林経営計画の認定状況の記載に利用します。 都道府県、市町村によって運用方法、データの管理方法が異なります。
境界測量実績	市町村 (林務部局) 森林組合	市町村で実施した山村境界基本調査や境界明確化事業等の実績資料を用います。	境界の確定に資する測量の実施状況の記載に利用します。 都道府県、市町村によって保管方法、データの管理方法が異なります。
航空写真データ等 (任意)	都道府県 市町村 航空写真取扱業者等	都道府県や市町村で保有する航空写真等の情報を借用します。 保有する航空写真等の取得年が古い等の場合には、必要に応じて新規購入などを行います。	地番界が正確ではない地図や、区画の位置関係が明確ではない地図を仮配置する際に、現況確認のための参考資料として利用します。
市町村が	市町村	関連部局から資料の借	林地台帳地図への地番情報の追加・

所有する 地図・図 面等 (任意)	(林務部局、税 務部局、建設 部局等の土地 に関わる部局)	用や、林地台帳地図へ の利用が可能であるか をヒアリングし、入手 します。	修正の際に利用する地図・図面等の 情報です。 字界や地番界の情報が記載されてい るものが望まれます。
----------------------------	--	--	---

(2) 林地台帳及び地図の整備に有用な情報処理機器等

林地台帳及び地図の整備には情報処理機器等の利用が有用です。

情報処理機器等とは、林地台帳及び地図の原案の電子データを閲覧・加工するためのソフトウェア及びソフトウェアを稼働させるための端末を指します。

なお、作業を外部事業者へ委託することも可能です。

1) 地理情報システム (GIS)

林地台帳地図の整備に当たっては、地図データ等の編集が可能なGISの利用が有用です。GISの利用により、林地台帳地図データや地籍調査成果データ等の地図データを地理座標上での展開、図形の属性情報の編集、異なる主題図同士を重ね合わせによる属性情報の結合、属性情報の外部ファイル出力が可能となります。

林野庁から配布する簡易な林地台帳管理プログラムを用いる場合、林地台帳の属性情報を修正することができます。ただし、地図情報は処理できないため、必要な場合はGISを準備してください

2) 表計算ソフトウェア又はデータベース管理ソフトウェア

林地台帳の整備に当たっては、表計算ソフトウェアやデータベース管理ソフトウェアの利用が有用です。これらのソフトウェアの利用により、林地台帳原案を構成する地番関連情報テーブル、林小班関連情報テーブル、相関表テーブルの表形式データの行挿入や削除、情報の編集、異なる表同士の突き合わせによる情報の結合、情報の外部ファイル出力が可能となります。

3) 外部業者等へ委託する場合の留意事項

林地台帳及び地図の整備作業の一部又は全部を外部事業者に委託することも可能です。

その場合、使用するデータに個人情報が含まれるため、外部事業者へ委託する際には、個人情報を外部業務委託する際のルール（個人情報保護法第22条（委託先の監督）等）に留意する必要があります。

第5章－2 林地台帳及び地図の電子データの追加・修正

市町村が保有する情報を元に、林地台帳原案で未記載となっている事項への情報追加、記載内容の追加と修正を行います。

(1) 林地台帳の情報の追加・修正

市町村は、自ら保有する情報を元にして林地台帳原案に対して、システム等を利用し情報を追加・修正します。

林地台帳の記載事項については表2-2-3を参照してください。

林地台帳の記載事項の記載にあたり、元となる情報に記載がない場合は、林地台帳上での記載は未記載（空欄）とします。

1) 現に所有している者、所有者とみなされる者

森林の土地の所有者届出書（森林法第10条の7の2第1項の規定による届出）（図5-2-1参照）を確認し、情報を追加・修正します。現に所有しているもの、所有者とみなされる者の説明と記載上の留意事項を表5-2-1に示します。

表5-2-1 林地台帳記載事項の説明・記載上の留意点

項目		説明と記載上の留意事項等	引用箇所
現に所有している者、所有者とみなされる者	森林の土地の所有者の氏名又は名称	森林の土地の所有者について記載します。	森林の土地の所有者届出書（図5-2-2の③）
	共有	「持分割合」欄で共有状況について確認し、共有の有無を記載します。	森林の土地の所有者届出書（図5-2-2の④）
	記載事由	現に所有している者、所有者とみなされる者について、情報元を記載します。	森林の土地の所有者届出、本人修正申出 等
	届出年月日 記載年月日	「記載事由」が森林の土地の所有者届出等の場合には、届出書の年月日について記載します。 「記載事由」が届出以外の場合には、所有者名が記載された年月日を記載します。	森林の土地の所有者届出書（図5-2-2の①）ほか
	住所	上記の所有者の住所について、記載します。	森林の土地の所有者届出書（図5-2-2の②）等

森林の土地の所有者届出書

年 月 日 ①

市町村長 殿

住所 ②

届出人 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印 ③

電話番号

次のとおり新たに森林の土地の所有者となつたので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます。

所有権の移転に関する事項	前所有者の住所		前所有者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
	所有者となつた年月日		所有権の移転の原因			
	年 月 日					
土地に関する事項	番号	土地の所在場所			面積 (h a)	持分割合
		市町村	大字	字		
	1					
	2					④
	3					
	計					
備考						

図5-2-2 森林の土地の所有者届出書

2) 境界の確定に資する測量

境界の確定に資する測量の例を以下に示します。これらの測量結果から各記載事項に該当する情報を抽出し、情報の追加を行います。

なお、林地台帳の記載事項については表2-2-3を参照してください。

① 地籍調査（市町村）

地籍調査の実施状況、実施年月日を記載します。

② その他の測量

国や地方公共団体の事業により得られた森林の境界測量実施結果と実施年月日を記載します。

（森林の境界測量に係る事業の例）

- ・山村境界基本調査（国土交通省）
- ・市町村単独事業の森林境界明確化（市町村）
- ・森林整備地域活動支援交付金（林野庁）

3) 森林経営計画の認定状況

森林簿や森林経営計画の認定書等の写し、認定番号等を記録したリスト等を元に情報を追加します。

なお、林地台帳の記載事項については表2-2-3を参照してください。

表5-2-3 林地台帳記載事項の説明・記載上の留意点

項目	説明と留意点
認定の有無	森林経営計画書に記載された森林の所在場所を確認し、認定の有無を記載します（図5-2-4の①）。
認定者の種類	森林経営計画の認定を受けている場合、森林経営計画書の認定請求書又は認定書を確認し、認定者を記載します（図5-2-5の①、6の①）。
認定年月日	森林経営計画の認定を受けている場合、森林経営計画認定書を確認し、認定年月日を記載します（図5-2-6の②）。

様式3
2 森林の現況及び伐採計画等
(1) 森林の現況及び伐採計画等

番 号	認定請求者	森林所有者	森 林 の 所 在 場 所					① 地番	
			林 班	準 林 班	小 班	枝 番	市町村		大字

図5-2-4 森林経営計画書の例

様式1

森林経営計画(変更) (区域計画) (共同)

団地名

1 計画期間

(自 平成 年 月 日)
(至 平成 年 月 日)

変更後の森林経営計画に従って施業及び保護を開始しようとする日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

2 計画対象森林の所在等 (単位ha)

計画対象森林の所在等		計画対象森林面積	
所 在	面 積	うち人工林	

他の森林経営計画の対象森林との重複状況

認定権者	認定番号	計画対象森林面積
①		

認定請求者

住所	<input style="width: 80%;" type="text"/>
氏名	<input style="width: 80%;" type="text"/>

図5-2-5 森林経営計画書の例

森林経営計画認定書

認定番号 _____

② 年 月 日

殿

① 市町村長(都道府県知事、農林水産大臣)氏名 _____ 印

平成 年 月 日に認定請求のあった森林経営計画については、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第33条第 号に掲げる場合に該当し、(森林法(昭和26年法律第249号)第19条第1項の規定に基づき、)これを適当であると認定する。

(注) 1. 認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を附して、24-1のように記載する。
 2. 市町村長が認定権者となる場合は、本文の「(森林法(昭和26年法律第249号)第19条第1項の規定に基づき、)」を削除する。
 3. 変更後の認定番号について、当該森林経営計画の変更回数と、変更年度を(注)1の認定番号の次に(変1-25)のように記載する。
 4. 変更の場合にあっては、表題の次に(変更)と記載するとともに、本文の「認定請求」の前に「変更」を追記する。

図5-2-6 森林経営計画認定書の例

4) 公益的機能別施業森林等

森林簿や市町村森林整備計画等を元にして、公益的機能別施業森林等の区分・施業方法等の情報を追加します。

なお、林地台帳の記載事項については表2-2-3を参照してください。

(2) 林地台帳地図の情報の追加・修正

林地台帳地図原案に示される境界情報は、森林計画図の林小班界、地番界、又は地籍界です。

林地台帳地図には、林地台帳に記載する林地について、図面上の具体的な位置が記載されます。林地台帳地図原案では図面上の位置が不明確であった地番情報について、市町村が位置情報を保有している場合は、市町村が林地台帳地図の情報を追加・修正します。

1) 市町村が保有する地図データの追加

市町村が林地の位置情報を地図データで保有している場合は、GISソフトウェア上で林地台帳地図データと重ね合わせ表示を行うか、出力図面同士の比較を行います。

GISの機能を用いて、市町村が保有する地図データと林地台帳地図データの重ね合わせによる空間解析を行い、地番関連情報と林地台帳地図、地番関連情報と林小班関連情報の対応付けを行います。

2) 林地台帳地図データの修正

市町村が保有する地図データと林地台帳地図データの重ね合わせによる空間解析により、地番関連情報と林地台帳地図が対応づけられた場合は、林地台帳地図データの図形属性に地番関連情報の識別情報及び林地台帳地図にラベル表示する地番情報を入力します。

3) 相関表テーブルの行追加・修正

市町村が保有する地図データと林地台帳地図データの重ね合わせによる空間解析により、地番関連情報と林小班関連情報が対応付けられた場合は、相関表テーブルの地番関連情報の識別情報（識別キー）と林小班関連情報の識別情報の対応付けを修正します。地番関連情報及び林小班関連情報の識別情報が大字・字単位で相関表テーブルに入力されている場合は、識別情報の大字・字に地番又は林小班番号を追加入力してください（図5-2-7）。



※地番と林小班的対応が明らかになった箇所の識別キーを補完（赤字）

図5-2-7 市町村保有地図により明らかとなった地番と林小班的対応を用いた相関表テーブルの補完

(3) 簡易な林地台帳管理プログラムの搭載機能

林野庁が配布する簡易な林地台帳管理プログラムに搭載の機能は以下のとおりです。
このプログラムを活用して、林地台帳の追加・修正を行うことも出来ます。

区分	機能名	内容
検索機能	簡易検索	地番関連情報もしくは林小班関連情報から林地台帳を検索する。
	詳細検索	地番関連情報もしくは林小班関連情報の任意項目による条件式を指定し、林地台帳を検索する。作成した条件式は保存・呼出しが可能。
閲覧機能	一覧表示	検索した地番関連情報と林小班関連情報、相関表を一覧形式で表示する。
	単票表示	検索した地番関連情報と林小班関連情報、相関表を単票形式で表示する。
	ハイパーリンク	検索結果全体、もしくは検索結果一覧上で指定した林地台帳にハイパーリンクやファイルパスをリンク関連付ける。
更新機能	相関表更新	検索した地番関連情報と林小班関連情報の関連付けや解除を行なう。
	地番関連情報更新	更新用の Excel テンプレートを用いてデータ更新を行なう。
	林小班関連情報更新	
	森林の土地の所有者届出書	
印刷	林地台帳印刷	検索結果の林地台帳を印刷する。共有者は別表にて印刷する。
出力	林地台帳出力	検索結果をファイル出力する。共有者は別出力する。
操作補助	マニュアル参照	既定の場所に保存された操作マニュアルの PDF を起動する。
データ保護	ログイン	パスワード認証にてプログラムを起動する。
	閲覧モード	市町村窓口での閲覧を考慮し、検索結果や出力、印刷から個人情報为非表示にするモード
管理者機能	パスワード変更	パスワードの変更・初期化を行なう。
	データバックアップ	データベースのバックアップと最適化を行なう。
	林地台帳フォーマットインポート	林地台帳整備マニュアルにて定めた林地台帳フォーマットのインポートを行なう。
セキュリティ機能	整合性チェック	相関表と地番関連情報もしくは林小班関連情報との不整合をチェックし、結果を一覧表で出力。

第6章. 林地台帳及び地図の精度の向上

林地台帳及び林地台帳地図は、林地の隣接地番（所有者等）の確認や、境界明確化等における活用のため、可能な範囲で情報収集を行い、情報精度の向上を図ります。

林地台帳及び地図の精度向上の取組方法は、森林の土地の所有者の確認結果に基づいた情報更新作業（第6章－1）と、林地台帳及び地図の作成・整備の際に市町村が保有する地図等を追加することで林地台帳及び地図の改善を図る作業（第6章－2）に分けられます。

第6章－1 所有者情報の確認による整備・更新

5章までの作業が終了した段階で、市町村が実施するダイレクトメール等による所有者確認作業や、地域の核となる森林所有者への聞き取り調査等を利用した林地台帳の情報更新などの整備段階でできる更新作業を行います。

なお、森林組合等が実施する境界測量結果や、地籍測量結果を利用した林地台帳地図の情報更新によって精度向上を行うには、市町村や都道府県が、継続的に林地台帳及び地図の情報更新が可能となる体制や仕組みを準備する必要があります。台帳公表後の情報更新作業の詳細については、運用マニュアルに記載します。

第6章－2 航空写真等を用いた整備・更新

市町村が保有する地番図等の地図、航空写真等を背景図として参考にすることで、法務省地図 XML データ（公図）の位置調整（仮配置・接合）を実施します。これにより、林地台帳地図の地番表記箇所の精度向上や林地台帳と林地台帳地図の対応付けの精度向上を図ることができます。

① 地図データの仮配置・接合

法務省地図 XML データが地理座標を持つ場合、任意座標の地図データを扱う場合のように位置調整を行わなくても、森林計画図データと重ね合わせを行い、林地台帳原案を作成することができます。しかし、法務省地図 XML データのファイル内に「公共座標」の記載があり、地理座標を持つように見える場合でも、実際には任意座標で作成されている場合や、おおよその位置に複数の公図を未接合で配置している場合があります。このような場合、任意座標のデータと同様に、隣接する公図同士の接合や、航空写真等の背景図を利用した手動での地図データの位置調整（仮配置・接合）が必要となります。

地図データの仮配置は、GIS ソフトウェアを用いて行います。具体的には、任

任意座標の地図データについて、位置の平行移動及び方位の調整を行うことで現況位置に配置する作業です。位置の調整に当たっては、現況位置の確認の参考となる資料（航空写真オルソ画像データ、地形図、地番図、ブルーマップ等の住宅地図）を背景図として参考にします（図6-2-1）。

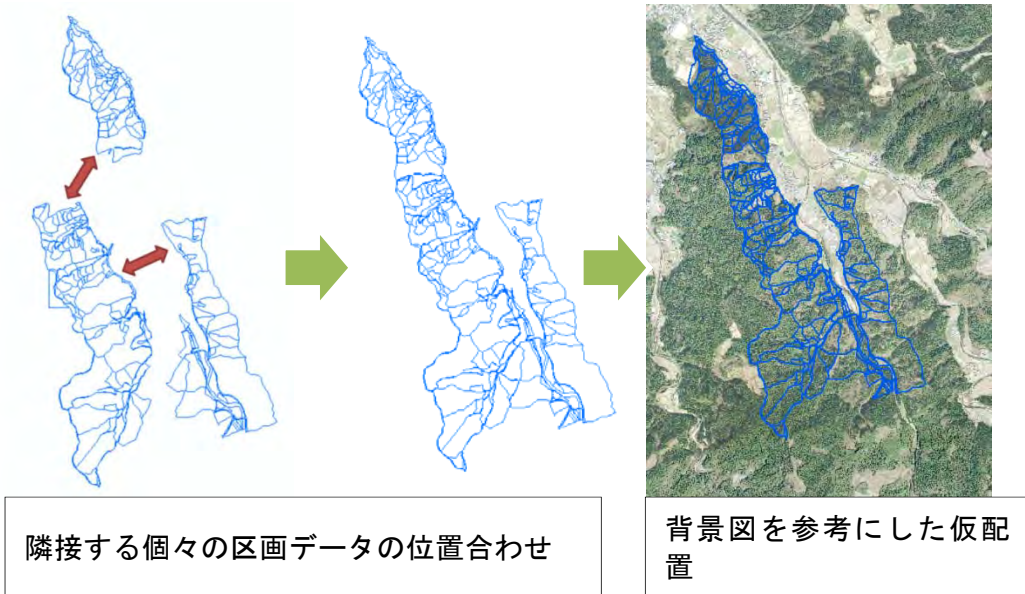


図6-2-1 任意座標の地図データの位置合わせ及び地理座標上への仮配置

任意座標地図データの仮配置に際しては、公図同士の重なりや隙間が生じないように接合を行います（図6-2-2）。



図6-2-2 任意座標地図データの仮配置及び接合

接合部分の調整を実施した後、現況位置に合わせて地図データを配置します。地図データの配置を行う際の現況位置の参考資料の例を表6-2-1に示します。

表6-2-1 現況位置の確認の参考となる資料の例

資料名	説明・測定精度
道路台帳図	現況位置確認・1/500～（デジタル・アナログ）
固定資産税地番現況図	現況位置確認・1/1,000～（参考資料として利用可能な場合）
地形図・都市計画基本図	現況位置確認・1/2,500～
航空レーザ解析結果	現況位置確認
航空写真・衛星画像データ	現況位置確認
ブルーマップ・住宅地図	地番位置確認

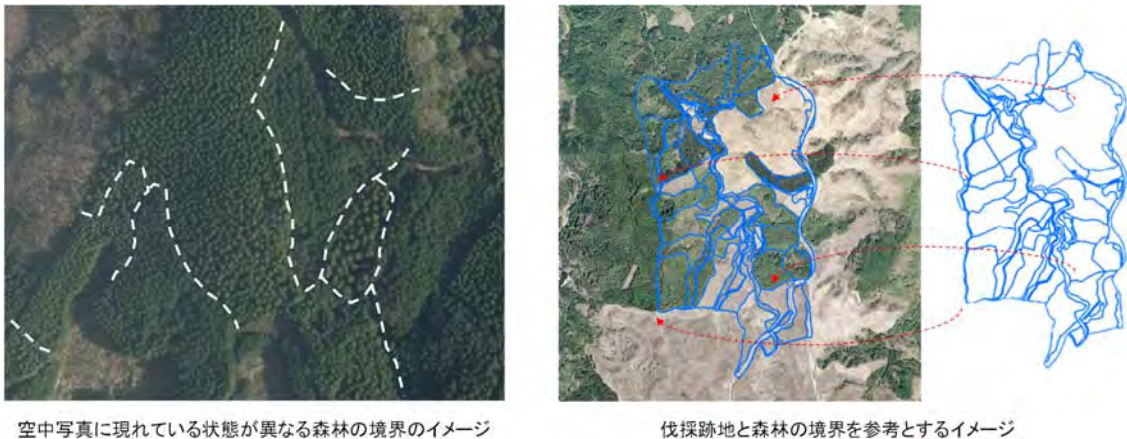
固定資産税地番現況図等を参考資料として利用可能な場合は、固定資産税地番現況図の筆界等を参考にして地図データの配置を行います。

道路台帳図や都市計画基本図を利用する場合は、道路骨格を参考にして、筆界の道路隣接箇所が合うように地図データの配置を行います（図6-2-3）。



図6-2-3 道路骨格を参考とした地図データの配置

航空写真や衛星画像を利用する場合は、林相（樹冠の大きさや本数の密度等）の異なる境界、伐採跡地と森林の境界等を参考にして地図データの配置を行います（図6-2-4）。



空中写真に現れている状態が異なる森林の境界のイメージ

伐採跡地と森林の境界を参考とするイメージ

図6-2-4 林相の違いや伐採跡地と森林の境界を参考とした地図データの配置

その他、地形図上の目印となる箇所（道路線（交差点等）や水路、尾根線等）を参考にして、筆界と合う箇所を見つけ出し地図データの配置を行います（図6-2-5）。

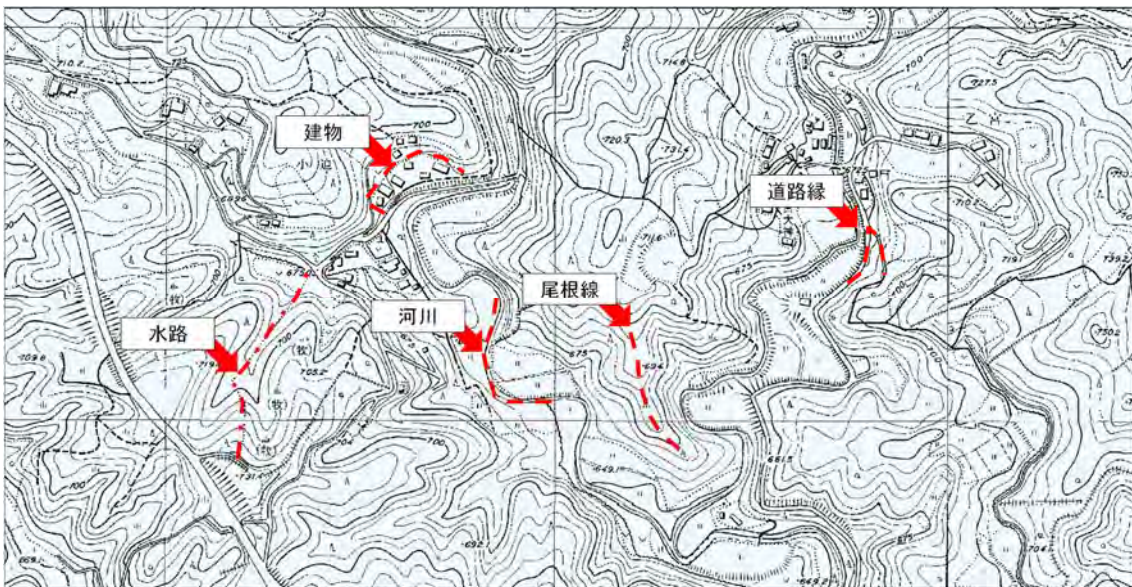


図6-2-5 地形図上の目印となる箇所を参考とした地図データの配置

② 紙地図の地図データ化

紙地図を地図データ化して林地台帳地図に追加するには、スキャンデータ（画像データ形式）に変換し、画像データに地理座標上の位置情報を付与する必要があります。

画像データへの地理座標の付与は、GIS ソフトウェアを用いて参考にする地図データの地理座標上の地点と画像データ上の同一地点を対応づけることで行うことができます（図6-2-6）。

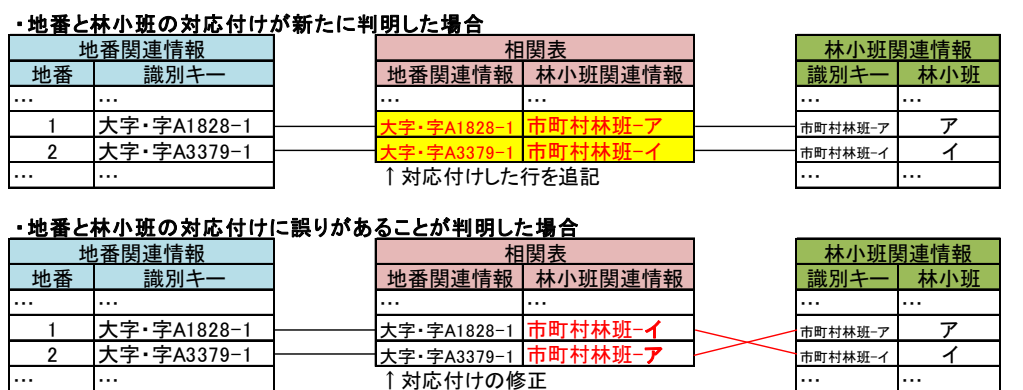


図6-2-6 紙地図への地理座標付与のイメージ

地理座標を付与した画像データを筆界等の図形データに変換するには、GIS ソフトウェアを用いてディジタル化（図形の手動入力）作業を行います。

③ 相関表テーブルの修正

地図データの仮配置等により地番の位置情報を新しく追加した場合には、地図データと森林計画図の重ね合わせにより、地番と林小班の対応づけを修正します。地番関連情報テーブルと林小班関連情報テーブルの識別情報（識別キー）を修正し、対応する相関表テーブルの識別情報を修正します。（図6-2-7）。



※地番と林小班の対応が明らかになった箇所の識別キーを補完（赤字）

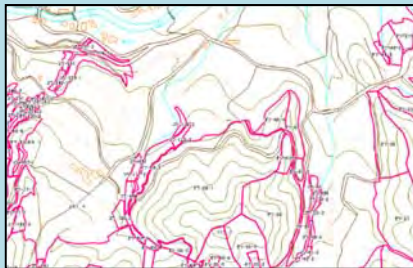
図6-2-7 仮配置等により明らかとなった地番と林小班の対応を用いた相関表テーブルの補完

(参考：台帳活用事例)

林地台帳地図に地形図や空中写真を重ねることで、利便性が向上します。



5条森林に係る地籍図＝林地台帳地図（公表予定の地図）



林地台帳地図と地形図



林地台帳地図と空中写真

※上記は民間地図・空中写真を活用した事例です。

資料 I . 林地台帳及び地図の仕様

林地台帳及び林地台帳地図データのデータ仕様を示します。

林地台帳の整備にあたり、新たにシステム開発・改良の際に、仕様がオープンとなっていることが開発コスト低減につながることで、クラウド技術の活用等により都道府県と市町村が情報共有するためにはデータ形式等が統一されている必要があること、複数の県にまたがる事業者へ提供する場合に事業者サイドにとっては共通したデータ形式での提供が望ましいことなどから、仕様を示しています。

なお、林野庁が配布する簡易な林地台帳管理プログラムについても本仕様に沿ったデータが動作します。

(1) 林地台帳及び林地台帳地図データの基本構成

林地台帳及び林地台帳地図の構成を表 I - 1、図 I - 1 に示します。

表 I - 1 林地台帳及び地図の基本構成

構成要素名称	説明
地番関連情報テーブル	地番ごとに配列した地番関連情報（登記情報等）の一覧表
林小班関連情報テーブル	林小班ごとに配列した林小班関連情報（森林簿情報等）の一覧表
相関表テーブル	地番と林小班的対応関係を示した相関表
林地台帳地図	地番（及び林小班）を付した図面（地番界又は林小班界で区画割りした地図）

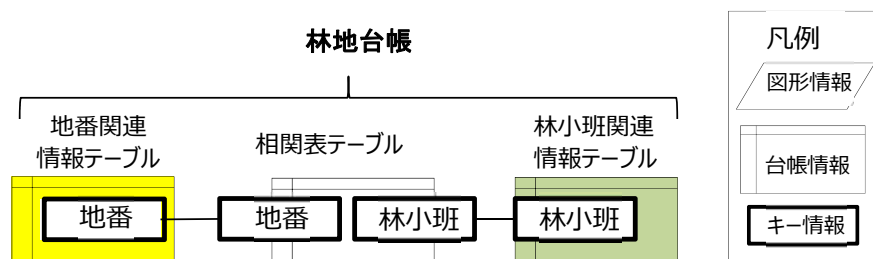


図 I - 1 林地台帳の基本構成

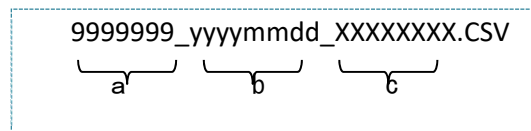
資料 I - 1 林地台帳データの仕様

(1) ファイルの種類と命名規則

林地台帳データを構成するデータファイルの命名規則を表 I - 1 - 1 に示します。

表 I - 1 - 1 林地台帳データファイルの命名規則

項番	種類	ファイル命名規則
1	地番関連情報テーブル	999999_yyyymmdd_地番関連情報.CSV
2	林小班関連情報テーブル	999999_yyyymmdd_林小班関連情報.CSV
3	関連表テーブル	999999_yyyymmdd_相関情報.CSV



- a : 999999 : 市町村コード（総務省全国地方公共団体コードのうち市区町村コード）
- b : yyyymmdd : 西暦 4 桁 + 月 2 桁 + 日 2 桁（日付はファイル作成日）
- c : XXXXXXXX : 表 I - 1 - 1 に示す種別別ファイル名参照

【命名規則に沿ったファイル名の例】

(例) 北海道札幌市（2016年8月1日作成）の場合

- ・ 011002_20160801_地番関連情報.CSV
- ・ 011002_20160801_林小班関連情報.CSV
- ・ 011002_20160801_相関情報.CSV

(2) ファイルのデータ形式

林地台帳用 CSV ファイルの形式を表 I - 1 - 2 に示します。

表 I - 1 - 2 林地台帳用 CSV ファイルのデータ形式

項目	説明
ファイル形式	テキスト形式
ベースフォント	MS 明朝フォント (JIS2004 : JISX0213:2004)
文字コード	以下のいずれかの文字コードとする。 Unicode (UTF-8 BOM あり) Unicode (UTF-16LE)
ヘッダ	フィールド名をヘッダとして 1 行目に付加する。
レコード	1 データ / 1 レコードとし、レコードは改行 (CRLF) で区切る。 また、レコードとレコードの間に余計な改行を挿入してはならない。 最終レコードには、改行 (CRLF) をつけること。
フィールド	各フィールドの長さは可変とし、カンマ (,) で区切る。 各行が保持するフィールドの数は、ファイル全体を通じ、同一であること。 最後のフィールドは、カンマで終わってはならない。
ダブルコーテーションと区切り文字	ダブルコーテーションは使用しない。 フィールドの区切り文字であるカンマや改行との間には、余計な文字 (ブランク等) を挿入してはならない。また、区切り文字以外でカンマを使用してはならない。 例 OK : DATA1, DATA2 例 NG : DATA1△, △DATA2 : DA, TA1, DATA2 (△はブランクを示す)

(3) 半角文字の使用可能範囲

林地台帳用 CSV ファイルにおける使用可能な半角文字 (1 バイト文字コード) は、表 I - 1 - 3 に示す JIS X 0201-1976 準拠の JIS コードです。同表の■部分は、使用禁止文字コードであるため、林地台帳用 CSV ファイルには利用しないでください。

表 I - 1 - 3 半角文字の使用可能範囲 (表内の■部分は利用不可)

JIS		上位ビット															
コード		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	A	B	C	D	E	F
下位ビット	0	NUL	DLE	SP	0	@	P	`	p				ー	タ	ミ		
	1	SO H	DC1	!	1	A	Q	a	q				。	ア	チ	ム	
	2	STX	DC2	"	2	B	R	b	r				「	イ	ツ	メ	
	3	ETX	DC3	#	3	C	S	c	s				」	ウ	テ	モ	
	4	EOT	DC4	\$	4	D	T	d	t				、	エ	ト	ヤ	
	5	EN Q	NA K	%	5	E	U	e	u				・	オ	ナ	ユ	
	6	ACK	SYN	&	6	F	V	f	v				ヲ	カ	ニ	ヨ	
	7	BEL	ETB	'	7	G	W	g	w				ア	キ	ヌ	ヲ	
	8	BS	CA N	(8	H	X	h	x				イ	ク	ネ	リ	
	9	HT	EM)	9	I	Y	i	y				ウ	ケ	ノ	ル	
	A	LF	SUB	*	:	J	Z	j	z				エ	コ	ハ	レ	
	B	VT	ESC	+	;	K	[k	{				オ	サ	ヒ	ロ	
	C	FF	FS	,	<	L	¥	l					ヤ	シ	フ	ワ	
	D	CR	GS	-	=	M]	m	}				ユ	ス	ハ	ン	
	E	SO	RS	.	>	N	^	n	~				ヨ	セ	ホ	ゝ	
	F	SI	US	/	?	O	_	o	DEL				ッ	ソ	マ	。	

(4) ファイル仕様 (データ定義)

林地台帳のデータ定義は、以下のとおりです。

表Ⅰ-1-4 林地台帳データ定義

「9」数字形式 (半角)、「H」半角文字列形式 (全角不可)、「X」全角文字列形式 (半角不可)、「D」日付形式 (半角 9999/99/99形式)

①地番関連情報

No.	分類	フィールド名	エイリアス名	Key	必須	データ型	桁数	コード表	備考
1	連番	ID	連番	○	○	9	10	-	システムにより自動的に付付けられる重複しない連番
2	地番識別情報	TKEY	地番識別情報	○	○	X	255	-	「都道府県～記号～地番玄孫番までを結合した識別情報」※
3	都道府県	TPrefCD	都道府県コード	○	○	H	2	○	総務省全国地方公共団体コードの上2桁
4	市町村	TCityCD	市町村コード	○	○	H	4	○	総務省全国地方公共団体コードの下4桁
5	登記簿上の所在情報	TsyozaI	所在	○	○	X	100	-	全角文字列形式とする。
6		TKigo	記号	-	-	H	10	-	山地番の記号「Y」「甲」「乙」等の記号を地番本番と分けて管理する場合に使用可能とする。
7		Tchban	地番	○	○	H	50	-	半角文字列形式とする。地番本番～玄孫番までハイフン (-) で結合する。
8	登記簿情報	TName	氏名・名称	○	○	X	100	-	登記簿データの漢字氏名、外字を含む場合は外字コードを入力
9		TAddr	住所	-	-	X	100	-	登記簿データの漢字住所、外字を含む場合は外字コードを入力 ※国又は地方公共団体の場合、省略可
10		TKyoyu1	共有	-	-	9	1	-	1:有
11	ToukiYMD	登記年月日	-	-	D	-	-	-	
12	TTimcCD	登記地目コード	-	-	H	2	○	-	
13	Tmen	面積	-	-	9	7,4	-	-	登記簿の面積 (小数第4位)
14	現に所有している者、所有者とみなされる者	TSyoyuName	氏名・名称	-	-	X	100	-	
15		TShoyuAddr	住所	-	-	X	100	-	
16		TKyoyu2	共有	-	-	9	1	-	1:有
17		TJiyCD	記載事由コード	-	-	H	2	○	
18		TKisaiYMD	届出年月日・記載年月日	-	-	D	-	-	
20	境界に係る測量の実施状況	TiskCD	地籍調査済・未コード	-	-	H	2	○	1:済 2:未済 3:不明
21		TiskYMD	地籍調査年月日	-	-	D	-	-	
22		SinChoku	境界確定済・未コード	-	-	H	2	○	1:済 2:一部済 3:未済 4:不明
23	KakuteiYMD	実施年月日	-	-	D	-	-		
24	任意入力項目	TFree1	任意項目1	-	-	X	255	-	
25		TFree2	任意項目2	-	-	X	255	-	汎用性を考慮してテキスト型とする。
26		TFree3	任意項目3	-	-	X	255	-	集計が必要な場合はエクスポート後に数値化するなど適宜対応する。
27		TFree4	任意項目4	-	-	X	255	-	項目数の追加は各自治体の特性で判断する
28		TFree5	任意項目5	-	-	X	255	-	
29	TOldCityCD	旧市町村コード	-	-	H	4	○		
30	TOazaCD	大字コード	-	-	H	50	○	桁数は各自治体の特性で判断する	
31	TAzaCD	字コード	-	-	H	50	○	無い場合は入力不要	
32	THon	地番本番	-	-	H	10	-	校番等を分けて持つ場合に記載	
33	Teda	地番校番	-	-	H	10	-		
34	Teda1	地番孫番	-	-	H	10	-		
35	Teda2	地番曾孫番	-	-	H	10	-		
36	Teda3	地番玄孫番	-	-	H	10	-		

②林小間関連情報

No.	分類	フィールド名	エイリアス名	Key	必須	データ型	桁数	コード表	備考
1	連番	ID	連番	○	○	9	10	-	システムにより自動的に付付けられる重複しない連番
2	林小間識別情報	RKEY	林小間識別情報	○	○	H	100	-	都道府県～小間校番までを結合した識別情報
3	都道府県	RPrefCD	都道府県コード	○	○	H	2	○	総務省全国地方公共団体コードの上2桁
4	森林簿上の所在情報	RCityCD	市町村コード	○	○	H	4	○	森林簿上のコードを入力
5		ROldCityCD	旧市町村コード	○	○	H	4	○	森林簿上のコードを入力
6		Rin	林班	○	○	H	4	-	
7	森林経営計画の認定情報	SyohanGn	小間群	○	○	H	2	任意	
8		Syohan	小間	○	○	H	4	-	
9		SyohanEda	小間校番	-	-	H	2	-	
10	森林経営計画の認定情報	KeieiUmu	認定の有無コード	-	-	H	2	○	1:有
11		NinteSyu	認定者の種類コード	-	-	H	2	○	1:市町村長 2:都道府県知事 3:農林水産大臣
12		NtyYM	認定年月	-	-	D	-	-	(重複は新しい方)
13	公益的機能別施業森林等	ZoneKbn1	区分コード1	-	-	H	2	○	
14		ZoneKbn2	区分コード2	-	-	H	2	○	
15		ZoneKbn3	区分コード3	-	-	H	2	○	
16	任意入力項目	SeqName1	施業方法等1	-	-	H	2	○	
17		SeqName2	施業方法等2	-	-	H	2	○	
18		SeqName3	施業方法等3	-	-	H	2	○	
19	任意入力項目	RFree1	任意項目1	-	-	X	255	-	汎用性を考慮してテキスト型とする。
20		RFree2	任意項目2	-	-	X	255	-	集計が必要な場合はエクスポート後に数値化するなど適宜対応する。
21		RFree3	任意項目3	-	-	X	255	-	項目数の追加は各自治体の特性で判断する
22		RFree4	任意項目4	-	-	X	255	-	
23		RFree5	任意項目5	-	-	X	255	-	
24	RSyoyuName	氏名・名称	-	-	X	255	-	林小間に対応する「現に所有している者、所有者とみなされる者」の氏名、住所について森林簿情報から記載可	
25	RShoyuAddr	住所	-	-	X	255	-		
26	Rkyoyu	共有	-	-	9	1	-		
27	RJiyCD	記載事由コード	-	-	H	2	○		
28	RKisaiYMD	届出年月日・記載年月日	-	-	D	-	-		

③相関情報 (地番-林小間)

No.	分類	フィールド名	エイリアス名	Key	必須	データ型	桁数	コード表	備考
1	地番識別情報	TKEY	地番識別情報	○	○	X	255	-	都道府県～記号～地番玄孫番までを結合した識別情報
2	林小間識別情報	RKEY	林小間識別情報	○	○	H	100	-	都道府県～小間校番までを結合した識別情報

④地番関連情報 (共有者) テーブル

No.	分類	フィールド名	エイリアス名	Key	必須	データ型	桁数	コード表	備考
1	登記簿上の所在情報	TsyozaI	所在	○	○	X	100	-	全角文字列形式とする。
2		TKigo	記号	○	○	H	10	-	山地番の記号「Y」「甲」「乙」等の記号を地番本番と分けて管理する場合に使用可能とする。
3		Tchban	地番	○	○	H	50	-	半角文字列形式とする。地番本番～玄孫番までハイフン (-) で結合する。
4	連番	KEYNo	整理番号	○	○	9	100	-	所在+記号+地番この連番 (システムにより自動的に付付けられる重複しない連番)
5	所有者情報	TName	氏名・名称	○	○	X	100	-	登記簿データの漢字氏名、外字を含む場合は外字コードを入力
6		TAddr	住所	-	-	X	100	-	登記簿データの漢字住所、外字を含む場合は外字コードを入力 ※国又は地方公共団体の場合、省略可
7	登記簿情報	ToukiYMD	登記年月日	-	-	D	-	-	「登記簿上の所有者」について使用
8	現に所有している者、所有者とみなされる者	TJiyCD	記載事由コード	-	-	H	2	○	「現に所有している者・所有者とみなされる者」について使用
9	所有者とみなされる者	TKisaiYMD	届出年月日・記載年月日	-	-	D	-	-	「現に所有している者・所有者とみなされる者」について使用
10	任意入力項目	TFree1	任意項目1	-	-	X	255	-	
11		TFree2	任意項目2	-	-	X	255	-	汎用性を考慮してテキスト型とする。

1 所在あたり、共有者数分のレコードを作成する。「登記簿情報」と「現に所有する者、所有者とみなされる者」のそれぞれに同一のデータ定義にて作成する。

※①地番関連情報、②林小間関連情報、③相関情報の識別情報は、地番と林小間を暫定的に大字・字までで対応付ける場合、識別情報は都道府県～大字・字名までの入力とする。

(5) コード表

都道府県、市町村、旧市町村コードは総務省地方公共団体コードに準拠します。

- ・ 都道府県コード
- ・ 市町村コード
- ・ 旧市町村コード

地目コードは登記簿データを用いることから、法務省フォーマットに準拠します。(<http://www.moj.go.jp/content/000116463.pdf>)

コード	名称	備考
01	田	不動産登記規則第99条、不動産登記事務取扱手続準則第68条、第69条
02	畑	
03	宅地	
04	塩田	
05	鉱泉地	
06	池沼	
07	山林	
08	牧場	
09	原野	
10	墓地	
11	境内地	
12	運河用地	
13	水道用地	
14	用悪水路	
15	ため池	
16	堤	
17	非溝	
18	保安林	
19	公衆用道路	
20	公園	
21	雑種地	
22	学校用地	
23	鉄道用地	
24	その他(白地等)	地籍調査作業準則等に基づく数値情報化で定めた地目コード

記載事由コードは次の項目以外は任意に設定可能とします。

- ・ 01：森林法に基づく森林の土地の所有者の届出
- ・ 02：本人修正申出
- ・ 03：森林簿
- ・ 04：国土利用計画法に基づく土地取引の届出
- ・ 05：経営管理権集積計画作成事務

- ・ 06 : 市町村による森林の土地の所有者等を把握するための調査

公益的機能別施業森林等の区分、施業方法等のコードは次のとおりとします。

公益的機能別施業森林等の区分の略称

コード	名称	略称
1	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	水
2	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土
3	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	快
4	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	保
5	木材生産機能の維持増進を図るための森林	木
6	その他市町村が独自に定める公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	他

施業方法等の略称

コード	名称	略称
1	伐期の延長を推進すべき森林	延
2	長伐期施業を推進すべき森林	長
3	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	複
4	択伐による複層林施業を推進すべき森林	択複
5	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	育

(6) 任意記載事項

市町村が必要に応じて自由に項目を定めることが出来ます。複数の市町村において選択されることが想定される項目については、記入方法を統一しておくことにより、将来の情報の管理や利用を効率的に行うことが出来ます。このため、①保安林、②分収林、③境界の確定、④森林経営管理制度、⑤在村・不在村の進捗状況に資する測量の方法を任意入力項目とする場合には、以下のコードを使用することとします。

①保安林

森林クラウドシステムに係る標準仕様の「森林の種類」に準拠します。

データ型・桁数：文字型・2 桁

コード表：下表の通り

保安林の略称

コード	名称	略称
11	水源かん養保安林	水かん
12	土砂流出防備保安林	土流
13	土砂崩壊防備保安林	土崩
14	飛砂防備保安林	飛砂
15	防風保安林	防風
16	水害防備保安林	水害
17	潮害防備保安林	潮害
18	干害防備保安林	干害
19	防雪保安林	防雪
20	防霧保安林	防霧
21	雪崩防止保安林	雪崩
22	落石防止保安林	落石
23	防火保安林	防火
24	魚つき保安林	魚つき
25	航行目標保安林	航行
26	保健保安林	保健
27	風致保安林	風

②分収林

森林クラウドシステムに係る標準仕様の「分収林」に準拠します。

データ型・桁数：文字型・1桁

コード表：下表の通り

分収林の略称

コード	名称	略称
1	分収造林	分造
2	分収育林	分育

③境界の確定に資する測量の方法

境界の確定に資する測量の方法を記載します。

コード	名称
1	山村境界基本調査
2	市町村単独事業の森林境界明確化
3	森林整備地域活動支援交付金による事業
4	そのほか補助事業等

④ 経営管理の状況

森林経営管理制度の進捗状況について記載します。

コード	名称
10	意向調査の回答なし
20	意向調査の回答あり（経営管理権設定を希望しない）
30	意向調査の回答あり（経営管理権設定を希望する）
40	経営管理集積計画の特例に係る手続中
50	経営管理権設定済
80	経営管理実施権設定済

本情報を林業事業者に対する情報提供を行うことにすべての森林所有者の同意が得られた場合、1桁目を1とします。例えば、意向調査の回答があり経営管理権設定を希望することについて情報提供を行うことに同意が得られた場合は、31とします。

経営管理意向調査により共有者不明森林、所有者不明森林、確知所有者不同意森林であることが判明し、特例の手続に進んだものについては、1桁目を下記の通りとします。

コード	名称
5	共有者不明森林（森林所有者の一部が不明）
6	所有者不明森林（森林所有者の全部が不明）
7	確知所有者不同意森林（意向調査を行っても経営管理の意向を示さない又自ら経営管理を実施する旨の意向を示したが経営管理を実施していない）

次の項目については、各都道府県の実情に応じて任意に設定可能とします。

コード	名称
60	経営管理権設定済（市町村森林経営管理事業の実施）
70	経営管理権設定済（経営管理実施権設定見込み）

⑤森林の土地の所有者の在村・不在村

森林の土地の所有者の在村・不在村の別を記載する。

コード	名称
1	在村所有者
2	都道府県内不在村所有者
3	都道府県外不在村所有者
4	都道府県、市町村等所有
5	不明

注) 「都道府県、市町村等所有」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 条の 3 で定める地方公共団体が所有する場合

注) 「不明」とは、住所の記載が無い、住所が既に存在しない、住所の特定ができないなどの場合

資料 I - 2 林地台帳地図データの仕様

(1) シェープファイルの構成

林地台帳地図データを構成するシェープファイルの構成を表 I - 2 - 1 に示します。

表 I - 2 - 1 林地台帳データファイルの命名規則

項番	種類 (規格)	拡張子	概要
1	形状規格	.shp	図形形状情報を格納するファイル
2	形状インデックス	.shx	図形の索引情報を格納するファイル
3	属性規格	.dbf	図形の属性情報を格納するファイル

①形状規格 (.shp)

主要な地理的参照データが含まれており、ファイルは1つ以上の可変長レコードに続く単一の固定長ヘッダで構成されています。

②形状インデックス規格 (.shx)

面 (ポリゴン) に対応するインデックスを格納するファイルであり、.shp と同じ 100 バイトのヘッダで構成されています。

③属性規格 (.dbf)

各形状規格に対応した属性を dBase ファイル形式で格納されています。

(2) 空間参照の仕様

林地台帳地図データに設定する空間参照の仕様を示します。

①測地系

日本測地系 2000 又は、日本測地系 2011 とします。

②座標系

測量法第 11 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、表 I - 2 - 2 に示す座標系に該当する平面直角座標系とします。

表 I - 2 - 2 平面直角座標系一覧表

系番号	座標系原点の経緯度		通用区域
	経度(東経)	緯度(北緯)	
I	129度30分0秒0000	33度0分0秒0000	長崎県 鹿児島県のうち北方北緯32度南方北緯27度西方東経128度18分東方東経130度を境界線とする区域内(奄美群島は東経130度13分までを含む。)にあるすべての島、小島、環礁及び岩礁
II	131度0分0秒0000	33度0分0秒0000	福岡県 佐賀県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 (I系に規定する区域を除く。)
III	132度10分0秒0000	36度0分0秒0000	山口県 島根県 広島県
IV	133度30分0秒0000	33度0分0秒0000	香川県 愛媛県 徳島県 高知県
V	134度20分0秒0000	36度0分0秒0000	兵庫県 鳥取県 岡山県
VI	136度0分0秒0000	36度0分0秒0000	京都府 大阪府 福井県 滋賀県 三重県 奈良県 和歌山県
VII	137度10分0秒0000	36度0分0秒0000	石川県 富山県 岐阜県 愛知県
VIII	138度30分0秒0000	36度0分0秒0000	新潟県 長野県 山梨県 静岡県
IX	139度50分0秒0000	36度0分0秒0000	東京都 (XIV系、XVIII系及びXIX系に規定する区域を除く。) 福島県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 群馬県 神奈川県
X	140度50分0秒0000	40度0分0秒0000	青森県 秋田県 山形県 岩手県 宮城県
XI	140度15分0秒0000	44度0分0秒0000	小樽市 函館市 伊達市 北斗市 北海道後志総合振興局の所管区域 北海道胆振総合振興局の所管区域のうち豊浦町、壮瞥町及び洞爺湖町 北海道渡島総合振興局の所管区域 北海道檜山振興局の所管区域
XII	142度15分0秒0000	44度0分0秒0000	北海道 (XI系及びXIII系に規定する区域を除く。)
XIII	144度15分0秒0000	44度0分0秒0000	北見市 帯広市 釧路市 網走市 根室市 北海道オホーツク総合振興局の所管区域のうち美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町及び大空町 北海道十勝総合振興局の所管区域 北海道釧路総合振興局の所管区域 北海道根室振興局の所管区域
XIV	142度0分0秒0000	26度0分0秒0000	東京都のうち北緯28度から南であり、かつ東経140度30分から東であり東経143度から西である区域
XV	127度30分0秒0000	26度0分0秒0000	沖縄県のうち東経126度から東であり、かつ東経130度から西である区域
XVI	124度0分0秒0000	26度0分0秒0000	沖縄県のうち東経128度から西である区域
XVII	131度0分0秒0000	26度0分0秒0000	沖縄県のうち東経130度から東である区域
XVIII	136度0分0秒0000	20度0分0秒0000	東京都のうち北緯28度から南であり、かつ東経140度30分から西である区域
XIX	154度0分0秒0000	26度0分0秒0000	東京都のうち北緯28度から南であり、かつ東経143度から東である区域

(3) ファイル仕様 (データ定義)

林地台帳地図ファイルの属性情報のデータ定義を表 I - 2 - 3 に示します。

表 I - 2 - 3 林地台帳地図 (図形属性) データ定義

「9」数字形式 (半角)、「H」半角文字列形式 (全角不可)、「X」全角文字列形式 (半角不可)、「D」日付形式 (半角 9999/99/99形式)

⑤ 地図の図形属性情報

No.	分類	フィールド名	エイリアス名	Key	必須	データ型	桁数	コード表	備考
1	登記簿上の所在情報	Tsyozai	所在		○	X	100	-	全角文字列形式とする。
2		TKigo	記号		-	H	10	-	山地番の記号「Y」「甲」「乙」等の記号を地番本番とつけて管理する場合に使用可能とする。
3		Tchban	地番		○	H	50	-	半角文字列形式とする。地番本番～玄孫番までハイフン (-) で結合する。
4	森林簿上の所在情報	RCityCD	市町村コード		○	H	4	○	森林簿上のコードを入力
5		ROldCityCD	旧市町村コード		○	H	4	○	森林簿上のコードを入力
6		Rin	林班		○	H	4	-	
7		SyohanGn	小班群		○	H	2	任意	
8		Syohan	小班		○	H	4	-	
9		SyohanEda	小班枝番		-	H	2	-	
10	地番の表記	TLABEL	地番			H	100	-	地図上に表示する地番の表記 (ラベル表示) 内容
11	林小班番号の表記	RLABEL	林小班番号			H	100	-	地図上に表示する林小班番号の表記 (ラベル表示) 内容

(4) 林地台帳及び地図を構成するデータの関連性

林地台帳及び地図を構成するデータは、地番関連情報、林小班関連情報をそれぞれ識別する情報、地番・林小班関連情報の識別情報の対応関係 (相関情報)、及び林地台帳地図の図形属性により連携します。

図 I - 2 - 1 に林地台帳及び林地台帳地図を構成するデータの関連図を示します。

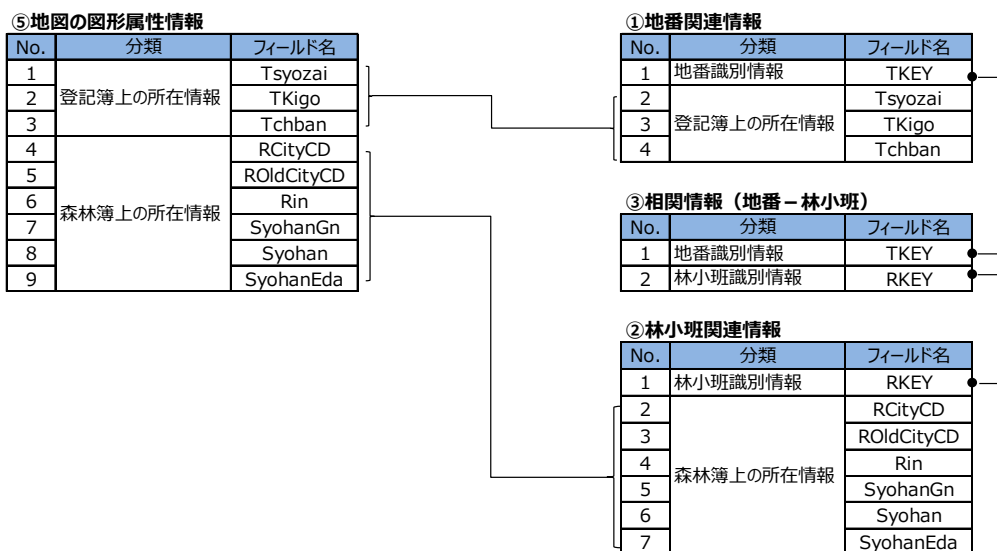


図 I - 2 - 1 林地台帳及び地図を構成するデータの関連図

資料Ⅱ．参考法令・用語集

林地台帳及び地図の作成・整備において、参考とする法令及び関連用語を説明します。

資料Ⅱ－１ 参考法令

法令の検索に当たっては、法令データ提供システム (<http://law.e-gov.go.jp/>) 等を参考にすることができます。

【森林法】

(森林の土地の所有者となつた旨の届出等)

第十条の七の二 地域森林計画の対象となつている民有林について、新たに当該森林の土地の所有者となつた者は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長にその旨を届け出なければならない。ただし、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十三条第一項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

2 市町村の長は、前項本文の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る民有林が第二十五条若しくは第二十五条の二の規定により指定された保安林又は第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林であるときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に当該届出の内容を通知しなければならない。

(農林水産大臣等の援助)

第百九十一条 農林水産大臣及び都道府県知事は、全国森林計画及び地域森林計画の達成並びに市町村森林整備計画及び森林経営計画の作成及びこれらの達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うように努めるものとする。

(森林所有者等に関する情報の利用等)

第百九十一条の二 都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行に必要な限度で、その保有する森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、森林所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(林地台帳の作成)

第百九十一条の四 市町村は、その所掌事務を的確に行うため、一筆の森林（地域森林計画の対象となっている民有林に限る。以下この条から第百九十一条の六までにおいて同じ。）の土地ごとに次に掲げる事項を記載した林地台帳を作成するものとする。

- 一 その森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 二 その森林の土地の所在、地番、地目及び面積
- 三 その森林の土地の境界に関する測量の実施状況
- 四 その他農林水産省令で定める事項

2 林地台帳の記載又は記載の修正若しくは抹消は、この法律の規定による申請、届出その他の手続又は第百八十八条第二項の実地調査その他の前項各号に掲げる事項を把握するための調査により得られた情報に基づいて行うものとし、市町村は、林地台帳の正確な記載を確保するよう努めるものとする。

3 前二項に規定するもののほか、林地台帳に関し必要な事項は、政令で定める。

(林地台帳及び森林の土地に関する地図の公表)

第百九十一条の五 市町村は、森林の土地に関する情報の活用を促進を図るため、林地台帳に記載された事項（公表することにより個人の権利利益を害するものその他の公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるものを除く。）を公表するものとする。

2 市町村は、森林の土地に関する情報の活用を促進に資するよう、林地台帳のほか、森林の土地に関する地図を作成し、これを公表するものとする。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前項の地図について準用する。

(林地台帳及び森林の土地に関する地図の正確な記載を確保するための措置)

第百九十一条の六 森林の土地の所有者は、当該森林の土地に係る林地台帳又は前条第二項の地図に記載の漏れ又は誤りがあることを知ったときは、市町村に対し、その旨を申し出ることができる。

2 市町村の長は、前項の規定による申出があつた場合には、当該申出について速やかに検討を加え、林地台帳又は前条第二項の地図を修正することが必要と認めるときは、これらの修正を行うものとする。

3 市町村の長は、第一項の規定による申出に係る修正を行うこととした場合には、その旨を当該申出をした者に速やかに通知するものとする。

4 市町村の長は、第一項の規定による申出に係る修正を行わないこととした場合には、理由を付して、その旨を当該申出をした者に速やかに通知するものとする。

(森林に関するデータベースの整備等)

第百九十一条の七 第百九十一条の四及び第百九十一条の五に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、森林の施業が適切に行われるためには森林に関する正確な情報の把握が重要であることに鑑み、森林に関するデータベースの整備その他森林に関する正確な情報を

把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附則第一条（施行期日）

附則第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条から附則第四条まで及び附則第十五条の規定 公布の日（次号において「公布日」という。）

（森林法の一部改正に伴う経過措置）

附則第七条 施行日から平成三十一年三月三十一日までの間は、新森林法第九十一条の四第一項中「作成するものとする」とあるのは「作成することができる」と、新森林法第九十一条の五第一項及び第二項中「公表するものとする」とあるのは「公表することができる」とする。

【不動産登記法】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 不動産 土地又は建物をいう。
- 二 不動産の表示 不動産についての第二十七条第一号、第三号若しくは第四号、第三十四条第一項各号、第四十三条第一項、第四十四条第一項各号又は第五十八条第一項各号に規定する登記事項をいう。
- 三 表示に関する登記 不動産の表示に関する登記をいう。
- 四 権利に関する登記 不動産についての次条各号に掲げる権利に関する登記をいう。
- 五 登記記録 表示に関する登記又は権利に関する登記について、一筆の土地又は一つの建物ごとに第十二条の規定により作成される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。
- 六 登記事項 この法律の規定により登記記録として登記すべき事項をいう。
- 七 表題部 登記記録のうち、表示に関する登記が記録される部分をいう。
- 八 権利部 登記記録のうち、権利に関する登記が記録される部分をいう。
- 九 登記簿 登記記録が記録される帳簿であって、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）をもって調製するものをいう。
- 十 表題部所有者 所有権の登記がない不動産の登記記録の表題部に、所有者として記録されている者をいう。
- 十一 登記名義人 登記記録の権利部に、次条各号に掲げる権利について権利者として記録されている者をいう。
- 十二 登記権利者 権利に関する登記をすることにより、登記上、直接に利益を受ける者をいい、間接に利益を受ける者を除く。
- 十三 登記義務者 権利に関する登記をすることにより、登記上、直接に不利益を受ける登記名義人をいい、間接に不利益を受ける登記名義人を除く。
- 十四 登記識別情報 第二十二条本文の規定により登記名義人が登記を申請する場合において、当該登記名義人自らが当該登記を申請していることを確認するために用いられる符号その他の情報であって、登記名義人を識別することができるものをいう。
- 十五 変更の登記 登記事項に変更があった場合に当該登記事項を変更する登記をいう。
- 十六 更正の登記 登記事項に錯誤又は遺漏があった場合に当該登記事項を訂正する登記をいう。
- 十七 地番 第三十五条の規定により一筆の土地ごとに付す番号をいう。

十八 地目 土地の用途による分類であって、第三十四条第二項の法務省令で定めるものをいう。

十九 地積 一筆の土地の面積であって、第三十四条第二項の法務省令で定めるものをいう。

二十 表題登記 表示に関する登記のうち、当該不動産について表題部に最初にされる登記をいう。

二十一 家屋番号 第四十五条の規定により一個の建物ごとに付す番号をいう。

二十二 区分建物 一棟の建物の構造上区分された部分で独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に供することができるものであって、建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。）第二条第三項に規定する専有部分であるもの（区分所有法第四条第二項の規定により共用部分とされたものを含む。）をいう。

二十三 附属建物 表題登記がある建物に附属する建物であって、当該表題登記がある建物と一体のものとして一個の建物として登記されるものをいう。

二十四 抵当証券 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券をいう。

（地図等）

第十四条 登記所には、地図及び建物所在図を備え付けるものとする。

2 前項の地図は、一筆又は二筆以上の土地ごとに作成し、各土地の区画を明確にし、地番を表示するものとする。

3 第一項の建物所在図は、一個又は二個以上の建物ごとに作成し、各建物の位置及び家屋番号を表示するものとする。

4 第一項の規定にかかわらず、登記所には、同項の規定により地図が備え付けられるまでの間、これに代えて、地図に準ずる図面を備え付けることができる。

5 前項の地図に準ずる図面は、一筆又は二筆以上の土地ごとに土地の位置、形状及び地番を表示するものとする。

6 第一項の地図及び建物所在図並びに第四項の地図に準ずる図面は、電磁的記録に記録することができる。

（地番）

第三十五条 登記所は、法務省令で定めるところにより、地番を付すべき区域（第三十九条第二項及び第四十一条第二号において「地番区域」という。）を定め、一筆の土地ごとに地番を付さなければならない。

【地方税法】

(秘密漏えいに関する罪)

第二十二條 地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(固定資産税に関する用語の意義)

第三百四十一條 固定資産税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 固定資産 土地、家屋及び償却資産を総称する。
- 二 土地 田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地をいう。
- 三 家屋 住家、店舗、工場(発電所及び変電所を含む。)、倉庫その他の建物をいう。
- 四 償却資産 土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産(鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。)でその減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうちその取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。)をいう。ただし、自動車税の課税客体である自動車並びに軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除くものとする。
- 五 価格 適正な時価をいう。
- 六 基準年度 昭和三十一年度及び昭和三十三年度並びに昭和三十三年度から起算して三年度又は三の倍数の年度を経過したごとの年度をいう。
- 七 第二年度 基準年度の翌年度をいう。
- 八 第三年度 第二年度の翌年度(昭和三十三年度を除く。)をいう。
- 九 固定資産課税台帳 土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳、家屋補充課税台帳及び償却資産課税台帳を総称する。
- 十 土地課税台帳 登記簿に登録されている土地について第三百八十一條第一項に規定する事項を登録した帳簿をいう。
- 十一 土地補充課税台帳 登記簿に登録されていない土地でこの法律の規定によつて固定資産税を課することができるものについて第三百八十一條第二項に規定する事項を登録した帳簿をいう。
- 十二 家屋課税台帳 登記簿に登録されている家屋(建物の区分所有等に関する法律第二条第三項の専有部分の属する家屋(同法第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。以下「区分所有に係る家屋」という。))の専有部分が登記簿に登録されている場合においては、当該区分所有に係る家屋とする。以下固定資産税について同様とする。)について第三百八十一條第三項に規定する事項を登録した帳簿をいう。

十三 家屋補充課税台帳 登記簿に登録されている家屋以外の家屋でこの法律の規定によつて固定資産税を課することができるものについて第三百八十一条第四項に規定する事項を登録した帳簿をいう。

十四 償却資産課税台帳 償却資産について第三百八十一条第五項に規定する事項を登録した帳簿をいう。

(固定資産課税台帳等の備付け)

第三百八十条 市町村は、固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、固定資産課税台帳を備えなければならない。

2 市町村は、総務省令で定めるところにより、前項の固定資産課税台帳の全部又は一部の備付けを電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下本節において同じ。)の備付けをもつて行うことができる。

3 市町村は、第一項の固定資産課税台帳のほか、当該市町村の条例の定めるところによつて、地籍図、土地使用図、土壌分類図、家屋見取図、固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に関して必要な資料を備えて逐次これを整えなければならない。

【測量法】

(測量の基準)

第十一条 基本測量及び公共測量は、次に掲げる測量の基準に従つて行わなければならない。

一 位置は、地理学的経緯度及び平均海面からの高さで表示する。ただし、場合により、直角座標及び平均海面からの高さ、極座標及び平均海面からの高さ又は地心直交座標で表示することができる。

二 距離及び面積は、第三項に規定する回転楕円体の表面上の値で表示する。

三 測量の原点は、日本経緯度原点及び日本水準原点とする。ただし、離島の測量その他特別の事情がある場合において、国土地理院の長の承認を得たときは、この限りでない。

四 前号の日本経緯度原点及び日本水準原点の地点及び原点数値は、政令で定める。

2 前項第一号の地理学的経緯度は、世界測地系に従つて測定しなければならない。

3 前項の「世界測地系」とは、地球を次に掲げる要件を満たす扁平な回転楕円体であると想定して行う地理学的経緯度の測定に関する測量の基準をいう。

一 その長半径及び扁平率が、地理学的経緯度の測定に関する国際的な決定に基づき政令で定める値であるものであること。

二 その中心が、地球の重心と一致するものであること。

三 その短軸が、地球の自転軸と一致するものであること。

【国土調査法】**(定義)**

- 第二条 この法律において「国土調査」とは、左の各号に掲げる調査をいう。
- 一 国の機関が行う基本調査、土地分類調査又は水調査
 - 二 都道府県が行う基本調査
 - 三 地方公共団体又は土地改良区その他の政令で定める者（以下「土地改良区等」という。）が行う土地分類調査又は水調査で第五条第四項又は第六条第三項の規定による指定を受けたもの及び地方公共団体又は土地改良区等が行う地籍調査で第五条第四項若しくは第六条第三項の規定による指定を受けたもの又は第六条の三第二項の規定により定められた事業計画に基くもの
- 2 前項第一号及び第二号の「基本調査」とは、土地分類調査、水調査及び地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量（このために必要な基準点の測量を含む。）並びに土地分類調査及び水調査の基準の設定のための調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう。
- 3 第一項第一号及び第三号の「土地分類調査」とは、土地をその利用の可能性により分類する目的をもつて、土地の利用現況、土性その他の土じょうの物理的及び化学的性質、浸蝕の状況その他の主要な自然的要素並びにその生産力に関する調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう。
- 4 第一項第一号及び第三号の「水調査」とは、治水及び利水に資する目的をもつて、気象、陸水の流量、水質及び流砂状況並びに取水量、用水量、排水量及び水利慣行等の水利に関する調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう。
- 5 第一項第三号の「地籍調査」とは、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう。
- 6 第二項から前項までに規定する地図及び簿冊の様式は、政令で定める。
- 7 第一項第一号に規定する基本調査、土地分類調査又は水調査を行う国の機関は、これらの国土調査の各々について政令で定める。

【個人情報保護に関する法律】**(委託先の監督)**

- 第二十二條 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

【不動産登記簿事務取扱手続準則】…法務省民二第 456 号(平成 17 年 2 月 25 日)法務省民事局長通達

(地目)

第 6 8 条 次の各号に掲げる地目は、当該各号に定める土地について定めるものとする。この場合には、土地の現況及び利用目的に重点を置き、部分的にわずかな差異の存するときでも、土地全体としての状況を観察して定めるものとする。

- (1) 田 農耕地で用水を利用して耕作する土地
- (2) 畑 農耕地で用水を利用しないで耕作する土地
- (3) 宅地 建物の敷地及びその維持若しくは効用を果すために必要な土地
- (4) 学校用地 校舎、附属施設の敷地及び運動場
- (5) 鉄道用地 鉄道の駅舎、附属施設及び路線の敷地
- (6) 塩田 海水を引き入れて塩を採取する土地
- (7) 鉱泉地 鉱泉（温泉を含む。）の湧出口及びその維持に必要な土地
- (8) 池沼 かんがい用水でない水の貯留池
- (9) 山林 耕作の方法によらないで竹木の生育する土地
- (10) 牧場 家畜を放牧する土地
- (11) 原野 耕作の方法によらないで雑草、かん木類の生育する土地
- (12) 墓地 人の遺体又は遺骨を埋葬する土地
- (13) 境内地 境内に属する土地であつて、宗教法人法（昭和 2 6 年法律第 1 2 6 号）第 3 条第 2 号及び第 3 号に掲げる土地（宗教法人の所有に属しないものを含む。）
- (14) 運河用地 運河法（大正 2 年法律第 1 6 号）第 1 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる土地
- (15) 水道用地 専ら給水の目的で敷設する水道の水源地、貯水池、ろ水場又は水道線路に要する土地
- (16) 用悪水路 かんがい用又は悪水はいせつ用の水路
- (17) ため池 耕地かんがい用の用水貯留池
- (18) 堤 防水のために築造した堤防
- (19) 井溝 田畝又は村落の間にある通水路
- (20) 保安林 森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）に基づき農林水産大臣が保安林として指定した土地
- (21) 公衆用道路 一般交通の用に供する道路（道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）による道路であるかどうかを問わない。）
- (22) 公園 公衆の遊楽のために供する土地
- (23) 雑種地 以上のいずれにも該当しない土地

資料Ⅱ－２ 用語集

(1) 森林分野の用語

用語	説明	出典
全国森林計画	森林法の規定に基づき、農林水産大臣が、森林・林業基本計画に即して、全国の森林について、5年ごとに、15年を1期としてたてる計画。	森林法 第4条
地域森林計画	都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区別に5年ごとに10年を1期としてたてる計画。 都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の作成に当たっての指針となるもの。	森林法 第5条
市町村森林整備計画	地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村が、5年ごとに作成する10年を1期とする計画。地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえたゾーニング、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路網整備等の考え方等を定める長期的な視点に立った森林づくりの構想（マスタープラン）。	森林法 第10条の5
5条森林	地域森林計画において定められた地域森林計画の対象とする森林の区域。	森林法 第5条第2項第1号
林況	林況の調査は、小班ごとに、林種、林齢、樹冠疎密度、樹種の混交歩合、樹種別の材積、人工林の平均樹高等について行う。	「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」（平成12年5月8日付け農林水産事務次官依命通知）

林分、 林相	林分とは、林相がほぼ一様であって、森林の取り扱いの単位となる樹木の集団及びそれが生えている林地のこと。 林相とは、森林の大まかな外観を区別し表現する用語。	森林・林業百科 事典
森林経営計画	「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について5年を1期とする計画。森林経営計画の対象とする森林が1つの市町村の区域内にある場合は、市町村長に認定の申請を行う。	森林法 第11 条
公益的機能別 施業森林	森林の有する公益的機能の別に応じて、当該森林の伐期の間隔の拡大及び伐採面積の規模の縮小その他の当該森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林。 都道府県は地域森林計画において公益的機能別施業森林の整備に関する事項を定め、市町村は市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項を定める。	森林法 第4条 第2項第3号の 3
森林の土地所 有者届出	平成24年4月以降に地域森林計画の対象となっている民有林について新たに森林の土地の所有者となった者から市町村長へ提出される森林の土地の所有者となった旨の届出。	森林法 第10 条の7の2第1 項
林地所有者台 帳	森林の土地所有者届出書によって得られた土地の所有者に関する情報を整理するために、市町村の長が整備する台帳。	「森林の土地の 所有者となった 旨の届出制度の 運用について」 (平成24年3 月26日付け林

		野庁長官通知)
山村境界基本調査	<p>国土調査法第2条第2項の規定による地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量のうち、市街地以外の地域における山村境界基本調査点の現地における位置を明らかにするための測量。</p> <p>山村部の地籍調査が行われていない地域において、国の負担で実施する調査。山村の境界情報を調査し、簡易な測量をした上で、境界に関する情報を図面等にまとめる。土地所有者による立会いや精密な測量は行われませんが、簡易な手法により広範囲の境界情報を調査することができる。また、調査成果を後続の地籍調査で活用することにより、市町村等は地籍調査を効率的に実施することが可能となる。</p>	山村境界基本調査作業規定準則 (平成23年国土交通省令第5号)
森林整備地域活動支援交付金	<p>森林整備地域活動支援交付金は、森林所有者等による施業の集約化や、森林施業の実施に不可欠な、</p> <p>(1) 森林経営計画を作成しようとする際に必要となる、林種や林齢等の森林情報の収集、森林所有者との合意形成</p> <p>(2) 現場での森林施業の集約化をする際に必要となる伐採量の把握のための森林調査、境界の確認、森林所有者との合意形成</p> <p>(3) 森林施業等の実施の前提となる森林境界の確認</p> <p>(4) 森林経営計画の作成や施業集約化に必要な既存路網の簡易な改良</p> <p>の地域活動を実施するための経費についてメニューごとに定められた交付金の上限額の範囲内で交付するもの。</p> <p>森林施業の実施に不可欠な地域活動を実施するための経費について国から支払われる交付金。地域活動として、「森林経営計画作成促進」、「施業集約化の促進」、「森林境界の確認」、「森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備」が対象となっている。</p>	「森林整備地域活動支援交付金実施要領」(平成14年3月29日付け農林水産事務次官依命通知)

--	--	--

(2) 登記・測量分野の用語

用語	説明	出典
地番区域	市、区、町、村、字又はこれに準ずる地域をもって定められる区域。 地番は、地番区域ごとに起番して、定められる。	不動産登記規則 第 97 条・第 98 条
14 条地図	不動産登記法第 14 条第 1 項の登記所に備え付ける地図のうち、同上第 3 項の地図に準ずる図面を含まないもの。(公図のうち、地図に準ずる図面を含まない地図。)	本マニュアルでの定義 (不動産登記法第 14 条関係)
地番現況図	土地の位置・用途を詳細に把握するため、狭義の公図(不動産登記法第 14 条第 3 項の地図に準ずる図面)の筆界を現況に一致するように編集した図面。任意座標の法務省地図 XML データの仮配置・接合後の図面も地番現況図に含まれる。、地番現況図を作成する必要がある。	本マニュアルでの定義
地目	土地の用途による分類。 土地の主たる用途により、田、畑、宅地、学校用地、鉄道用地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定められている。	不動産登記法第 2 条第 18 号 不動産登記規則第 99 条 法務省不動産登記簿事務取扱手続準則第 68 条
固定資産課税台帳	土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳、家屋補充課税台帳及び償却資産課税台帳を総称したもの。 市町村は、固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、固定資産課税台帳を備えなければならないとされている。土地課税台帳に登記されている土地について登記事項等を、土地補充課税台帳に登記されていない	地方税法 第 341 条第 9 号・第 380 条・第 381 条

	土地で地方税法の規定によって固定資産税を課することができるものの所有者の住所及び氏名又は名称等を登録しなければならないとされている。	
市町村土地台帳	土地課税台帳及び土地補充課税台帳のこと。	本マニュアルでの定義 (地方税法第380条関係)

(3) 林地台帳及び地図作成の用語

用語	説明	出典
CSV	CSVとは、データ形式およびファイル形式の一つで、項目をカンマ(",")で区切って列挙したもの。複数の項目をレコードとしてまとめる場合は、改行でレコードの区切りを表す。多くの表計算ソフトやデータベースソフトなどが独自のファイル形式とともに対応しており、異なるソフトウェア間でデータを交換する際などによく利用される。	IT用語辞典 e-words
XML	XMLとは、文書やデータの意味や構造を記述するためのマークアップ言語の一つ。XMLにより統一的な記法を用いながら独自の意味や構造を持ったマークアップ言語を作成することができるため、ソフトウェア間の通信・情報交換に用いるデータ形式や、様々な種類のデータを保存するためのファイルフォーマットなどの定義に使われている。	同上
GIS	地理情報システム (Geographic Information System) のこと。地図上に描かれた物の位置、形、大きさ、結びつきなど空間上の所在位置と形態に関する地理情報を扱うために作られたコンピュータ・ソフトウェアと装置との総称であり、次の3つの機能を必ず持っている。	森林 GIS 入門 : これからの森林管理のために

	<ul style="list-style-type: none"> ●地理情報の記憶（入力・保存） ●地理情報の解析 ●地理情報の表示（出力） 	
ポリゴン（面要素）	空間に閉じた領域をいう。ポリゴンは、林班、林相区分、行政界など等質なものの区分に用いられる。その領域を囲む線要素（アーク）で表される。	同上
属性情報（属性データ）	GISではベクターやラスターストリーに応じて格納される文字情報を属性情報又は非空間データという。例えば、森林簿データを入力する場合、所有者の名称、住所、森林面積、樹種、蓄積などが属性情報となる。近年マルチメディア化が急速に進んでいるので、文字情報のほか、画像情報、音声情報の入力も可能になった。	同上
SHP（シェープファイル）	基本的に3つのファイル（*.shp, *.dbf, *.shx）から構成され、ポイント、ライン、ポリゴンなどの図形情報と属性情報を格納しています。フォーマットの仕様が公開されているので互換性が高く、多くのGISソフトウェアで利用することができます。	Arc GIS Desktop 逆引きガイド
突合	台帳間でデータの突合せを行うこと。	本マニュアルでの定義
オーバーレイ	重ね合わせのことで、いくつかの図面情報を重ね合わせて地理情報を解析する機能のこと。図の重ね合わせに伴ない、属性情報もデータ処理される。	森林GIS入門： これからの森林管理のために
デジタルオルソフォト	オルソフォト（正射写真）をデジタル化してラスターストリーデータに変換したもの。GISに取り込めるため背景の画像として使用されることが多い。	同上
ブルーマップ	住宅地図の上に、公図に基づく公図界、公図番号、地番をブルーで記入したもの。	(株)ゼンリンHP (ブルーマップ)
レコード	複数の要素を一つにまとめたデータ構造のことなどを指す。	IT用語辞典 e-words

	リレーショナルデータベースでは、一件ごとのまとまったデータの並びのことをレコードと呼ぶ。	
パス	外部記憶装置内でファイルやフォルダの所在を示す文字列。ファイルやフォルダのコンピュータ内での住所にあたる。	同上
ハイパーリンク	文書内に埋め込まれた、他の文書など外部の別の情報資源に対する参照情報。 単に「リンク」(link)と略して呼ぶことが多い。	同上
バッチファイル	MS-DOS や Windows で、複数のコマンド(命令)などを一つのファイルにまとめて記述し、一度に連続して実行できるようにしたもの。 利用者がコマンドプロンプトに入力して実行する命令文字列をテキストファイルとして保存したもの。	同上

※参考文献

森林・林業百科事典 (編：日本林業技術協会 2001)

IT 用語辞典 e-words (<http://e-words.jp/>)

森林 GIS 入門：これからの森林管理のために (著：木平勇吉ほか 発行：日本林業技術協会 1998)

Arc GIS Desktop 逆引きガイド (著：ESRI ジャパン株式会社 2011)

株式会社ゼンリン (<http://www.zenrin.co.jp/product/publication/bluemap/>)

資料Ⅲ. Q & A集

質問	回答
<記載事項>	
台帳には、土地だけでなく上物の権利関係を示す欄が必要ではないか。	国が通知等で示すものは、これまでの意見を踏まえ、必要最小限のものとしております。地域の実情に応じて必要が高い場合は、任意で記載事項をデータベース上で追加整理することで対応をお願いします。
地籍調査の実施年月日をすべて一筆ごとに調べて記載するのは膨大な作業である。	林地台帳を活用していく上では有効な情報と考えておりますが、地籍調査実施日が不明な場合は、空欄とすることも可とします。
地目や面積は、登記簿の情報を記載しなければならないのか。 (登記の地目は変更しないまま、課税地目といった扱いをしている場合、情報元を登記の地目と限定されると混乱する。面積は、森林簿と違うだけでなく、地籍調査終了箇所でも実際の面積が錯誤により登記簿と違うこともある。)	地目や面積は、原則として登記簿の情報を記載することとします。 やむを得ず、登記簿と異なる情報を記載する必要がある場合は、情報の管理や提供に当たって留意すべき事項として、登記情報と異なるものから作成をしたことを明確にした上で、取り扱うように対応してください。
「現に所有している者、所有者とみなされる者」について、基準をある程度明確に設定すべき。	林地台帳には、「登記簿の所有者」と「現に所有する者、所有者とみなされる者」の2種類の所有者を記載することとします。「現に所有している者、所有者とみなされる者」は、森林簿や森林の土地の所有者届出制度に基づく所有者等を想定しており、把握できる範囲での確認及び修正で良いこととします。
境界の確定に関する情報は、登記に反映できるようなものか、森林組合が実施している境界確認のようなものか、どのレベルのものかしっかり明記していただきたい。	「境界の確定に資する測量」については、山村境界基本調査や、森林整備地域活動支援交付金等の境界明確化活動の実施状況等について記載することとしています。

＜進め方＞	
課税台帳情報を利用可能か否かは市町村によって区々であるが、課税台帳情報の利用について、最大限努力すべきなのか、可能な範囲で入手すれば良いのか、徹底度をご教示いただきたい。	固定資産課税台帳に記載されている情報の利用については、法令や平成 23 年の森林法改正の際の通知（「固定資産課税台帳に記載されてる森林所有者に関する情報の利用について」（平成 24 年 3 月 26 日 23 林整計第 342 号林野庁森林整備部計画課長から各都道府県林務担当部長あて））に基づき利用可能な範囲で活用することとしてください。
都道府県が作成する整備方針（案）の様式は示されるのか？	既に説明している都道府県もあることから、具体的な様式は示さないこととします。（都道府県に依頼している進捗状況調査の様式を参考にスケジュールや取組方向を市町村へ説明してください。）
都道府県が市町村への情報提供する根拠はありますか？	森林法第 191 条に基づく都道府県知事の援助の一環として、情報提供をお願いします。
＜地図＞	
地図の整備・修正について、5 条森林の区域にかかる修正は都道府県が、その他地番関連は市町村が行う等の目安を示して欲しい。	地図の修正については、運用マニュアルで記載することとしますが、5 条森林の区域にかかる修正は都道府県が、その他地籍調査の終了にかかるものは、市町村が行うことが基本となると考えています。
地図の精度について、地籍調査未実施箇所では求められる精度を具体的に示して欲しい。また、森林計画図と地番の整合性がとれない箇所の取扱いを示して欲しい。	地籍調査未実施箇所では、地図は計画図をベースとし、地番界は示さないこととします。
地図の修正について、境界明確化事業の成果を地図に反映できるとよい。	地籍調査未実施箇所では、地図は計画図をベースとし、地番境界は示さないこととして整理しました。このため、境界明確化事業の成果などは、重ね合わせて表示するなどにより活用いただくようお願いします。

資料Ⅳ．収集する資料の入手方法

各資料の管理者に資料提供の依頼を行ってから提供されるまでの期間は、資料の種類や量により異なるため、可能な限り十分な時間的余裕を持って、各資料の管理者に申請の方法等について事前相談を行います。

また、登記簿等の提供依頼の際は、必要とする箇所の大字を整理し、特定の登記所に集中的に依頼することを避け、管轄登記所ごとに分散して申請する等の計画的な依頼を行ってください。

1) 森林簿データ

入手先	各都道府県の森林計画担当部署
入手方法	各都道府県の森林計画担当部署へ問い合わせてください。
法的根拠	森林法第 191 条の 7
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・森林簿には、地域森林計画の樹立後の情報と最新の情報を反映した編成中の情報が存在するため、各都道府県の林地台帳及び地図原案の作成方針に従い、両者のうち適当な情報を用います。 ・森林簿は、機械可読かつ汎用的な CSV ファイル形式で取得します。

2) 森林計画図データ

入手先	各都道府県の森林計画担当部署
入手方法	各都道府県の森林計画担当部署へ問い合わせてください。
法的根拠	森林法第 191 条の 7
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・森林計画図には、地域森林計画の樹立後の情報と最新の情報を反映した編成中の情報が存在するため、各都道府県の林地台帳及び地図原案の作成方針に従い、両者のうち適当な情報を用います。 ・森林計画図は、機械可読かつ汎用的なシェープファイル形式で取得します。属性情報が図形情報と分離されている場合は、属性情報は機械可読かつ汎用的な CSV ファイル形式で取得します。

3) 登記簿 CSV データ

入手先	各都道府県に配置された管轄の法務局 各管轄法務局 HP へのリンク http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu_index.html
入手方法	依頼を行う場所（大字）の管轄登記所に書面により提供依頼します。 電子データを格納するための記録媒体（暗号化・パスワード設定が可能なものを推奨）を提供依頼に添付します。
法的根拠等	森林法第 191 条の 2 第 2 項 登記情報等の電子データによる提供について（平成 23 年 9 月 1 日付け林野庁森林整備部計画課長通知）
提供依頼にかかる提出物	<ul style="list-style-type: none"> ・様式：登記情報の電子データの提供依頼書 ・記載事項： <ul style="list-style-type: none"> ✓ 宛名：地方法務局長名を記載（※管轄登記所長ではない） ✓ 都道府県知事（市町村長）名、および捺印 ✓ 使用目的及び提供依頼に係る根拠法令： (例) 森林法第 5 条に規定する地域森林計画の作成に必要な資料収集のため（森林法第 191 条の 2 第 2 項に基づく依頼） ✓ 依頼する物件の表示：調査対象となる土地の所在（大字まで可、件数多い場合は別紙リストを添付） ・記憶媒体：暗号化・パスワード設定が可能なもの ・別添リスト：調査対象となる土地の所在（大字単位リスト）
留意点	<p>登記簿情報は大字単位でファイリングされて提供されるため、予め提供を受けたい範囲の大字を指定したリスト等の作成が必要です。</p> <p>入手漏れがないように、5 条森林の範囲を確実に含めるよう大字を指定する必要があります。</p> <p>大字を特定する際、森林簿に町丁目や大字の記載がある場合は、この情報を参考にすることができます。また、森林簿に町丁目や大字の記載が無い場合は、森林計画図と字境界データを重ね合わせて、5 条森林に含まれる範囲の大字名称を取得します。</p>

4) 法務省地図 XML データ

入手先	各都道府県に配置された管轄の法務局
入手方法	依頼を行う場所（大字）の管轄登記所に書面により提供依頼します。 電子データを格納するための記録媒体（暗号化・パスワード設定が可能なものを推奨）を提供依頼に添付します。 ※登記情報提供サービスを利用する必要はありません。
法的根拠等	森林法第 191 条の 2 第 2 項 登記情報等の電子データによる提供について（平成 23 年 9 月 1 日付け林野庁森林整備部計画課長通知）
提供依頼にかかる提出物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式：地図情報の電子データの提供依頼書 ・ 記載事項： <ul style="list-style-type: none"> ✓ 宛名：地方法務局長名を記載（※管轄登記所長ではない） ✓ 都道府県知事（市町村長）名、および捺印 ✓ 使用目的及び提供依頼に係る根拠法令： <ul style="list-style-type: none"> （例）森林法第 5 条に規定する地域森林計画の作成に必要な資料収集のため（森林法第 191 条の 2 第 2 項に基づく依頼） ✓ 依頼する物件の表示：調査対象となる土地の所在（大字までで可、件数多い場合は別紙リストを添付します。） ・ 記憶媒体：暗号化・パスワード設定が可能なもの ・ 別添リスト：調査対象となる土地の所在（大字単位リスト）
留意点	<p>登記簿情報は大字単位でファイリングされて提供されるため、予め提供を受けたい範囲の大字を指定したリスト等の作成が必要です。</p> <p>入手漏れがないように、5 条森林の範囲を確実に含めるよう大字を指定する必要があります。大字を特定する際、森林簿に町丁目や大字の記載がある場合は、この情報を参考にすることができます。また、森林簿に町丁目や大字の記載が無い場合は、森林計画図と字境界データを重ね合わせて、5 条森林に含まれる範囲の大字名称を取得します。</p>
<p>補足：提供後のフォルダ構成</p> <p>法務省地図 XML データは、提供時に 1 大字単位で、1 ファイル（XML 形式）となっており、その中で複数の地番界図が格納されています。</p>	

5) 地籍調査成果データ

入手先	各市町村の地籍調査担当部局
入手方法	市町村の地籍調査担当部局へ問い合わせてください。 ※地籍調査成果データは、市町村で実施する国土調査法に基づく地籍調査の調査成果の電子データを指します。
法的根拠等	森林法第 191 条の 2 第 2 項 登記情報等の電子データによる提供について（平成 23 年 9 月 1 日付け林野庁森林整備部計画課長通知）
提供依頼にかか る提出物	市町村の地籍調査担当部局へ問い合わせてください。
留意点	地籍調査成果電子納品要領（平成 17 年 4 月制定（平成 28 年 4 月最終改正）国土交通省）に準拠し作成された XML ファイル形式のデータ（測量情報管理ファイルと地籍調査成果管理ファイルで構成されている）を入手します。あるいは、シェープファイル形式に変換済みのファイルが提供可能な場合はこれを収集します。シェープファイル形式のデータの提供を受ける場合は、図形属性に地番情報が含まれているか確認します。

6) 地籍調査成果以外の地番界を示すを持つ地図データ

入手先	各都道府県に配置された管轄の法務局 ・法務省地図 XML データのうち地籍調査成果以外の公共座標データ 市町村の課税担当部局等 ・市町村の課税部局などが所有する字界（大字・小字）データ
入手方法	法務省 XML データの入手方法は、4) を参照してください。 市町村の保有する地図データについては、市町村の課税部局等へ問い合わせてください。
法的根拠	森林法第 191 条の 2 第 1 項又は第 2 項
提供依頼にかか る提出物	法務省 XML データについては、4) を参照してください。 市町村の保有する地図データについては、市町村の課税部局等へ問い合わせてください。
留意点	法務省 XML データについては、4) を参照してください。 市町村の保有する地図データについては、市町村の課税部局等へ問い合わせてください。

7) 字境界データ

入手先	<p>各都道府県に配置された管轄の法務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法務局が所有する字限図等の地図や図面類 ・ 法務省地図 XML データのうち任意座標（公図）データ <p>市町村の課税部署や法務局等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大字界図のデータ※ ・ 市町村の課税部署などが所有する字界（大字・小字）データ ・
入手方法	<p>法務局の所有するデータについては、法務局の担当部局へ問い合わせてください。</p> <p>市町村の保有する字境界データについては、市町村の課税部局等へ問い合わせてください。</p> <p>※大字界については、市町村担当部局で入手するほかに各地図会社、航空測量会社等から購入することも可能です。「全国町丁目・字界地図データベース（公益財団法人国土地理協会）」日本全国の約 18 万件の町丁目・字（大字）レベルの地名及びその行政界の境界線（ポリゴン）、代表点を収録した地図データベース等の利用が可能です。 <http://www.kokudo.or.jp/database/013.html></p>
法的根拠	森林法第 191 条の 2 第 1 項又は第 2 項
提供依頼にかかる提出物	<p>法務局の所有するデータについては、法務局の担当部局へ問い合わせてください。</p> <p>市町村の保有する字境界データについては、市町村の課税部局等へ問い合わせてください。</p>
留意点	<p>法務局の所有するデータについては、法務局の担当部局へ問い合わせてください。</p> <p>市町村の保有する字境界データについては、市町村の課税部局等へ問い合わせてください。</p>

8) 航空写真データ等

入手先	都道府県・市町村、国土地理院、民間事業者
入手方法	<p>都道府県・市町村：都道府県の森林担当部局や市町村の都市計画担当部局、課税部局等から借用する場合は担当部局へ問い合わせてください。</p> <p>国土地理院所有の写真：日本地図センターから購入 http://net.jmc.or.jp/digital_data_aerial_gsi.html</p> <p>民間事業者から購入：航空測量会社、地図販売会社等から購入もしくは新規撮影する場合は事業者へ問い合わせてください。</p>
法的根拠	森林法第 191 条の 2 第 1 項又は第 2 項
提供依頼にかか る提出物	提供依頼先の担当部局・窓口へ問い合わせてください。
留意点	位置座標の有無や、撮影範囲に注意してください。

参考：登記情報の電子データの提供依頼書様式

別紙 2

登記情報の電子データの提供依頼書

〇〇（地方）法務局長 宛て

〇〇都道府県知事（市町村長）
〇 〇 〇 〇 印

下記のとおり、登記情報の電子データによる提供を依頼します。
 なお、依頼に当たり、提供を受ける情報が個人情報を含む機密情報であることを踏まえ、次のことを確約します。

- ① CSVファイル記録媒体の扱い等に十分に留意し、情報の流出事案等を発生させないこと
- ② 本提供によって得られた情報については、〇〇都道府県（市町村）の個人情報保護条例等に基づき、当職が適切に判断して取り扱うこと

記

- 1 使用目的及び提供依頼に係る根拠法令
 例：森林法第5条に規定する地域森林計画の作成に必要な資料収集のため
 （森林法第191条の2第2項に基づく依頼）
 （注）森林法の施行のため必要となることを具体的な条項で示すこと。
- 2 依頼する物件の表示

（予定受取人）

〇〇都道府県（市町村） 〇〇課
 役 職 名 氏 名
 連絡先電話番号

受領確認（データ記録媒体受領時に記載します。）

受領日： 年 月 日 署名又は押印

（法務省使用欄）

受 領 （登記官）	審 査 （首席登記官）	確 認 （登記情報システム管理官）	パースト [※] 設定 （登記官）	交 付 （登記官）
（年月日） （押印）	（年月日） （押印）	（年月日） （押印）	（年月日） （押印）	（年月日） （押印）

参考：地図情報の電子データの提供依頼書様式

別紙3

地図情報の電子データの提供依頼書

〇〇（地方）法務局長 宛て

〇〇都道府県知事（市町村長）

〇 〇 〇 〇 印

下記のとおり、地図情報の電子データによる提供を依頼します。
 なお、依頼に当たり、提供を受ける情報が個人情報を含む機密情報であることを踏まえ、次のことを確約します。

- ① データ記録媒体の扱い等に十分に留意し、情報の流出事案等を発生させないこと
- ② 本提供によって得られた情報については、〇〇都道府県（市町村）の個人情報保護条例等に基づき、当職が適切に判断して取り扱うこと

記

1 使用目的及び提供依頼に係る根拠法令

例：森林法第5条に規定する地域森林計画の作成に必要な資料収集のため
 （森林法第191条の2第2項に基づく依頼）

（注）森林法の施行のため必要となることを具体的な条項で示すこと。

2 依頼する物件の表示

(予定受取人)

〇〇都道府県（市町村） 〇〇課

役職名 氏名

連絡先電話番号

受領確認（データ記録媒体受領時に記載します。）

受領日： 年 月 日 署名又は押印

(法務局使用欄)

受領 (登記官)	審査 (首席登記官)	確認 (登記情報 システム管理官)	パスワード設定 (登記官)	交付 (登記官)
(年月日)	(年月日)	(年月日)	(年月日)	(年月日)
(押印)	(押印)	(押印)	(押印)	(押印)

参考：登記情報の電子データの一覧表データ作成時の参考情報

①ファイル構成

事例は▲▲町のフォルダに、登記事項要約書データが3ファイル、外字の図形データとともにまとめられている。

地番関連情報テーブルは、予め都道府県が用意したUSB等の記録媒体等に格納され、各登記所より提供されます。依頼した地域ごとに、登記事項要約書がCSV形式、外字のビットマップファイルが1フォルダにまとめられています。

②データ内容

1	物件情報	土地	既存	▲▲町大字◆◆大字赤馬場	42370	330〇●〇●423879	
2	1所在1	▲▲町大字◆◆大字赤馬場字戸甲ノ本					
3	1表示履歴1	【1番】		山林		[793]	
4	1表示履歴2	1番1				[694]	①③1番1ないし1番3に分筆 昭和47年11月27日
5	1表示履歴3					693	④錯誤 国土調査による成果 平成10年5月18日
6	1所有権1	▲▲町大字◆◆大字赤馬場1890番地		林地次郎			昭和56年1月6日交付 第15号
7	2物件情報	土地					
8	2所在1	▲▲町大字◆◆大字赤馬場字戸甲ノ本					
9	2表示履歴1	1番2					
10	2表示履歴2						
11	2所有権1						
12	3物件情報	土地	既存	▲▲町大字◆◆大字赤馬場	2	330〇●〇●423881	
13	3所在1	▲▲町大字◆◆大字赤馬場字戸甲ノ本					
14	3表示履歴1	2番		山林		[193]	
15	3表示履歴2					2435	④錯誤 国土調査による成果 平成10年5月18日
16	3所有権1	▲▲町大字◆◆大字赤馬場1890番地		林地次郎			昭和56年1月6日交付 第15号
17	4物件情報	土地	既存	▲▲町大字◆◆大字赤馬場	3	330〇●〇●423882	
18	4所在1	▲▲町大字◆◆大字赤馬場字戸甲ノ本					
19	4表示履歴1	【3番・4番合併1】		山林		[694]	
20	4表示履歴2	3番				3033	①③3番・4番合併2を合筆 国土調査 平成10年5月18日

1件分が、複数行に分かれている。
1ファイルに約5,500件の登記情報が保存されている。

登記簿CSVファイルを表計算ソフト等で読み込んだ状態。1件分の登記情報が複数行に分かれています。また、地番や地目等の情報は過去分も含まれています。林地台帳の作成にあたり、直近の地目や地積・所有者等を抽出し「1行1地番」となるように並べ替える必要があります。

③データ定義

	1列目	2列目	3列目	4列目	5列目	6列目	7列目	8列目	9列目
物件情報	項番	物件情報	物件種別	物件状態	地番区域	地番・家屋番号	不動産番号		
土地表題部登記事項	項番	“所在”n	所在				原因及びその日付	登記の日付	その他
	項番	“表示履歴”n	地番		地目	地積	原因及びその日付	登記の日付	その他
	項番	“所有者”n	所有者						その他
権利部所有権登記事項	項番	“所有権”n	住所	持分	氏名		受付年月日	受付番号	
権利部甲区登記事項 (権利部所有権登記事項除く)	項番	“甲区”n	順位番号	登記の目的			受付年月日	受付番号	その他
権利部乙区登記事項	項番	“乙区”n	順位番号	登記の目的			受付年月日	受付番号	その他

ピンク色部分が抽出項目、黄色が抽出時の判断項目

“n” は登記履歴数や所有者数を表す数字が入ります。

【林地台帳搭載項目の該当部分】

- ・ 所在：「所在 n」 行の 3 列目
- ・ 地番：「表示履歴 n」 行の 3 列目
- ・ 地目：「表示履歴 n」 行の 5 列目
- ・ 面積：「表示履歴 n」 行の 6 列目
- ・ 所有者住所：「所有権 n」 行の 3 列目
- ・ 所有者氏名：「所有権 n」 行の 5 列目
- ・ 所有者持分：「所有権 n」 行の 4 列目（共有に使用）
- ・ 登記年月日：7 列目、又は 8 列目の最新の年月日

※いずれも各項目の最近の履歴を抜粋する。

※登記簿 CSV では、物件によっては権利部所有権登記事項の「所有権」の行がない場合があります。その場合は、土地表題部登記事項の「所有者」の行から所有者名等を抽出することも検討してください。

※登記情報とほかのデータの突合率が所在情報の表記の揺れにより低くなる場合は、権利部所有権登記事項の記載内容の代わりに物件情報の記載内容を用いると突合率が向上する場合があります。

④登記簿情報の現在データの抽出と並び替え

1	物件情報	土地	既存	▲▲町大字	42370	330〇●〇●423879	
1	所在1	▲▲町大字◆◆大字赤馬場字戸甲ノ本					
1	表示履歴1	【1番】		山林	【793】		
1	表示履歴2	1番1			【634】	①③1番1ないし1番3に分筆	昭和47年11月27日
1	表示履歴3				693	③錯誤 国土調査による成果	平成10年5月18日
1	所有権1	▲▲町大字◆◆大字赤馬場1890番地		林野太郎		昭和56年1月6日受付	第15号



項番	所在	地番	地目	面積	氏名・名称	所有者住所	持分割合	登記年月日
1	▲▲町大字◆◆大字赤馬場字戸甲ノ本	1番1	山林	693	林野太郎	▲▲町大字◆◆大字赤馬場1890番地		平成10年5月18日

「所在1」の3列名から所在情報を抽出

「表示履歴3」（※最新の登記情報）の「面積」“693”を抽出

「表示履歴2」（※3の次に新しい）の「地番」“1番1”を抽出

「表示履歴1」（※2の次に新しい）の「地目」“山林”を抽出

「所有権1」の「住所」“▲▲町大字◆◆大字赤馬場1890番地”

〃 「氏名」“林野太郎”、「持分」の記述は無し、つまり専有

「所有権1」の「登記の日付」“平成10年5月18日”

⑤一覧表データの作成

1	物件情報	土地	既存	▲▲町大字	42370	330○●○●423879	
1	所在1	▲▲町大字◆◆大字赤馬場字戸甲ノ本					
1	表示履歴1	【1番】		山林	【793】		
1	表示履歴2	1番1			【634】	①③1番1ないし1番3に分筆	昭和47年11月27日
1	表示履歴3				693	③錯誤 国土調査による成果	平成10年5月18日
1	所有権1	▲▲町大字◆◆大字赤馬場1890番地		林野太郎		昭和56年1月6日受付	第15号
2	物件情報	土地	既存	▲▲町大字	42371	330○●○●423880	
2	所在1	▲▲町大字◆◆大字赤馬場字戸甲ノ本					
2	表示履歴1	1番2		【山林】	【75】	1番から分筆	昭和47年11月27日
2	表示履歴2			公衆用道路	978	②昭和47年11月27日地目変更 ③1番3、又5番4を合筆 国土調査による成果	平成10年6月12日
2	所有権1			▲▲町大字◆◆			
3	物件情報	土地	既存	▲▲町大字	2	330○●○●423881	
3	所在1	▲▲町大字◆◆大字赤馬場字戸甲ノ本					
3	表示履歴1	2番		山林	【198】		
3	表示履歴2				2435	③錯誤 国土調査による成果	平成10年5月18日
3	所有権1	▲▲町大字◆◆大字赤馬場1890番地		林地次郎		昭和56年1月6日受付	第15号



項番	所在	地番	地目	面積	氏名・名称	所有者住所	持分割合	登記年月日
1	▲▲町大字◆◆大字赤馬場字戸甲ノ本	1番1	山林	693	林野太郎	▲▲町大字◆◆大字赤馬場1890番地		平成10年5月18日
2	▲▲町大字◆◆大字赤馬場字戸甲ノ本	1番2	公衆用道路	978	▲▲町大字◆◆	—		平成10年6月12日
3	▲▲町大字◆◆大字赤馬場字戸甲ノ本	2番	山林	2435	林地次郎	▲▲町大字◆◆大字赤馬場1890番地		平成10年5月18日

- ① 作業を繰り返し、1行1レコードの状態に並べ替えた一覧表データにします。

参考：外字についての取扱い

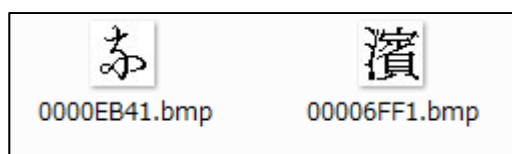
登記事項要約書の CSV には、外字（標準文字では表現出来ない文字を画像として表現・登録を行ったもの）が含まれています。

登記簿 CSV 内での所有者名等に外字を含む場合は、1文字に該当する外字コードが、

「<外字コード 8桁>」、の様に作成されています。（以下、全角 4文字の名前）

<00006FF1>中き<0000EB41>

登記簿 CSV と同一フォルダに外字コードに該当する bmp ファイルが同梱されています。



登記簿 CSV に記載のある名前を外字で読替えると

濱中きあ

となります。

この外字を通常文字と同様に PC 等で利用する為には、PC 等に予めコード化を行った情報と文字を表現した画像の登録が必要となります。但し、コード化に際しては、運用対象の全ての PC 等の各々の既存のシステム（基幹電算や都道府県・自治体における運用システム）等の状況によって、正常な動作を損なうリスクが伴います。つきましては、以下に運用メリットとリスク、コストに関して、外字に関しての対応案を挙げますので、各都道府県・自治体において方向性を定めたいえで対応を検討してください。

①登記簿 CSV データ一覧表作成時に文字変換を行う。

一覧表を作成する際に、外字コードを類似の一般コードに置き換える。

例) 濱→濱 あ→奈 となる対応表を可能な限り作成する。

結果表示： 濱中き奈

メリット：環境に依存せず表示ができる

リスク：変換対象の不存在、変換対応の作成ミス

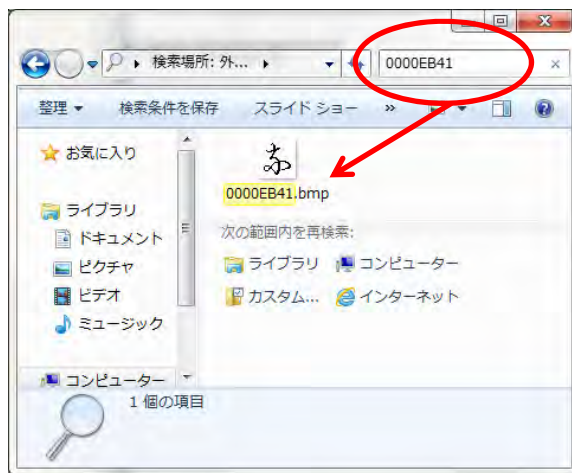
加工した情報を登記情報と謳って公表を行う事となる。⇒ 表示された所有者名が置き換えによって表示されているものか、加工がなされていないものか区

別が見つからない。

コスト : どこまでを整備対象とするかにより変動

② 登記簿 CSV データ一覧表作成変換対応なし

登記簿 CSV データ一覧表作成は登記簿 CSV のまま行い、台帳利用（表示・閲覧時）に外字コードを含む表現があった場合、登記簿使用外字を集積したフォルダより、外字コードを検索して対象文字（画像）を確認するか、別途外字 bmp 一覧表を作成し、台帳利用の際に利用できるものを準備する。



【フォルダからの検索例】

画像ファイル名	画像ファイル
00002116	Na
00002160	I
00002161	II
00002162	III
00002163	IV
00002164	V
00002165	VI

【外字 bmp 一覧表作成例】

リスク : 公表時の資料等に無変換のコードが表示される事あり

台帳使用時にコードを含む表現があった場合、別途外字 bmp の一覧表、もしくはフォルダ内 bmp ファイルの検索を手間が発生する。

メリット : 錯誤情報（正誤が明確でないもの）が公表されない。⇒前述の①の場合変換時に外字に関しての対応は不要。

コスト : 低コスト（外字 bmp 一覧表の作成費用）

上記、①②の案に関しては、全ての外字をどちらか一方の手法で対応を行うのではなく、「①の対応が妥当な外字」、「②の対応が妥当な外字」、と考えられるものを、分類のうえ、それぞれの対応を実行する事も有効です。

③ 登記簿 CSV 使用外字フォントの PC 等への登録

PC 環境での利用に際しては、各都道府県・自治体の情報関連部署にてご確認の上、対応の判断を行ってください。

